

金融規制の潮流と 最近の会計上の話題

2026年8月27日 更新
合同会社 新宿経済研究所
代表社員社長 公認会計士
岡本 修

目次

1	金融規制の潮流.....	3
(1)	バーゼルⅢ最終化とFRTB	3
①	新規制の概要.....	3
②	地銀・第二地銀で35行が先行適用.....	3
(2)	バーゼルⅢの影響.....	4
①	自己資本比率の影響.....	4
②	IRB資本フロア問題.....	6
③	マーケット・リスク相当額.....	7
④	非上場株式400%リスク・ウェイト問題.....	8
⑤	株式100%リスク・ウェイト規定.....	8
(3)	投資リスク	9
①	リスク管理の基本形.....	9
②	規制・会計上の制約.....	9
③	金融商品のリスク.....	10
④	市場リスク.....	10
⑤	信用リスク.....	10
⑥	流動性リスク.....	11
⑦	相関リスク.....	11
⑧	制度リスク.....	11
2	最近の話題①ECL会計.....	12
(1)	ASBJ公開草案.....	12
①	ECL草案の公表.....	12
②	ASBJの方向性.....	12
(2)	ECL会計の概要.....	13
①	ECL会計の概念.....	13
②	SICRとデフォルト.....	14
③	ECLの算定.....	16
④	償却原価の概念の変更.....	18
⑤	その他の論点（項目のみ）.....	18
(3)	当社意見.....	19
3	最近の話題②リース会計基準.....	20
(1)	リース取引とは？.....	20
①	リース取引とその経済的性質.....	20
②	借手はなぜリース取引を利用するのか？.....	20
③	従来の会計基準.....	21
④	不動産に係るリース取引の取扱いオペレーティング・リースとは？.....	21
⑤	リース基準の国際的動向.....	22
⑥	新たなリース会計基準等.....	22
⑦	リース会計基準の適用範囲.....	22
(2)	具体的な適用方法.....	23
①	リースの定義と識別.....	23
②	リースの識別のフローチャート.....	23
③	資産の特定に該当しないケース.....	24
④	借手のリース期間.....	25
⑤	実務指針【設例8】で見る具体的判断.....	26
(3)	借手から見た「オンバランス処理」.....	27
①	リース負債.....	27
②	現在価値の算定に用いる割引率とは？.....	28
③	使用権資産.....	29
④	借手のリース料.....	30
⑤	資産負債計上後の会計処理.....	31
⑥	短期リース・少額リースの例外.....	33
(4)	実務上の検討課題.....	34
①	当社作成・会計処理事例.....	34
②	考えられる実務上の問題点.....	35
(5)	【参考】社宅の税務.....	36

1 金融規制の潮流

(1) バーゼルⅢ最終化とFRTB

① 新規制の概要

金融庁は「バーゼルⅢ最終化」と「FRTB（トレーディング勘定の抜本的見直し）」と呼ばれる一連の金融規制改革を完了させ、この新規制を2025年3月31日以降、すべての金融機関に適用させています。

論点の例	概要	考えられる論点の例
デュー・ディリジェンス分析の義務付け	外部格付を使用してリスク・ウェイトを判定する場合、外部格付の妥当性を検証する必要がある	いままでは自己査定対象外としていた公募社債や他行預け金などの取扱いを整備することが必要になる可能性がある
非上場株式の400%	非上場株式のうち「投機的な目的」で保有するもののリスク・ウェイトは250%ではなく400%が適用される	「投機的な非上場株式」の定義は各金融機関に依りて異なる可能性があるほか、
同一エクスポージャーに対する規定を適用するか	不動産向けエクスポージャーが数種類に増えたほか、特定貸付債権（SL）向けエクスポージャーの規定が標準的手法においても整備された	不動産ノンリコース・ローンなど、同一のエクスポージャーであるにも関わらず、SLなのか、不動産なのか、証券化エクスポージャーに該当するのかなどの判断が難しくなった
外為リスク量コントロール	外国為替のネット・ポジションの額が1000億円を超えるなどした場合、新たにマーケット・リスク相当額のリスク・アセット算入が必要になる	マーケット・リスク相当額の資本賦課を回避するためには、外債、ファンド投資等を通じた外貨のネット・ポジションを抑制することが必要になる

② 地銀・第二地銀で35行が先行適用

この規制は2025年3月期ですべての金融機関に適用されていますが、2023年3月末から先行適用されており、また、2024年3月末からは国際統一基準行に対して適用が始まっています。

金融庁資料をもとにカウントしたところ、その社数は2023年が41社、24年が35社で、合計76社です。また、地方銀行・第二地方銀行に限定すれば2023年23行、24年12行で、合計35行と、ほぼ3分の1に達しています。

■バーゼルⅢ最終化&FRTB 早期適用社数

種別	2023年	2024年	合計
持株／国際	3	6	9
国際統一基準行 (うち地銀・第二地銀)	7 (5)	11 (5)	18 (10)
持株／国内	8	2	10
国内基準行 (うち地銀・第二地銀)	23 (18)	16 (7)	39 (25)
合計 (うち地銀・第二地銀)	41 (23)	35 (12)	76 (35)

(出所) 金融庁資料をもとに作成。ただし「2023年」には2023年12月期からの適用事例が持株会社で1社、第二地方銀行で1行含まれている

2023年～
国際・国内とも
早期適用が可能

2024年～
国際→適用開始
国内→早期適用可能

(2) バーゼルⅢの影響

① 自己資本比率の影響

1) 先行適用事例

全銀協『全国銀行財務諸表分析』をもとに、バーゼルⅢを早期適用した金融機関の自己資本比率の状況は次の通りです（※参照した全銀協データの誤り等により、実際の個別行の決算データと異なっている可能性がありますのでご注意ください）。

■2023年3月31日以降のバーゼルⅢ適用銀行（※国際はCET1比率）

銀行名称	連結自己資本比率	単体自己資本比率
群馬銀行	11.23%→12.48% (+1.25)	10.61%→11.88% (+1.27)
滋賀銀行	15.13%→15.79% (+0.66)	14.84%→15.52% (+0.68)
静岡銀行	16.08%→16.74% (+0.66)	14.33%→15.5% (+1.17)
山口銀行	—	14.54%→16.19% (+1.65)
横浜銀行	12.22%→14.88% (+2.66)	11.77%→14.24% (+2.47)
足利銀行	9.81%→12.19% (+2.38)	9.8%→12.17% (+2.37)
池田泉州銀行	9.73%→12.5% (+2.77)	8.86%→11.41% (+2.55)
北九州銀行	—	10.5%→13.97% (+3.47)
紀陽銀行	10.82%→13.06% (+2.24)	10.15%→12.29% (+2.14)
京都銀行	12.11%→13.52% (+1.41)	11.59%→12.97% (+1.38)
熊本銀行	—	9.73%→9.66% (▲0.07)
山陰合同銀行	11.36%→12.58% (+1.22)	10.92%→12.11% (+1.19)
七十七銀行	10.27%→11.23% (+0.96)	10.01%→10.96% (+0.95)
十八親和銀行	—	9.36%→9% (▲0.36)
常陽銀行	12.34%→14.86% (+2.52)	11.68%→14.39% (+2.71)
長崎銀行	—	9.95%→10.45% (+0.50)
西日本シティ銀行	—	9.45%→12.49% (+3.04)
東日本銀行	8.12%→8.53% (+0.41)	8.12%→8.52% (+0.40)
百五銀行	10.3%→12.55% (+2.25)	9.84%→12.23% (+2.39)
広島銀行	9.93%→11.01% (+1.08)	9.71%→10.8% (+1.09)
福岡銀行	9.49%→10.43% (+0.94)	9.13%→10.07% (+0.94)
福岡中央銀行	—	9.39%→9.38% (▲0.01)
もみじ銀行	—	10.13%→11.46% (+1.33)

（注）黄マーカーの銀行は国際統一基準行。また、福岡中央銀行は2023年12月からのバーゼルⅢ適用

■2024年3月31日以降のバーゼルⅢ適用銀行（※国際はCET1比率）

銀行名称	連結自己資本比率	単体自己資本比率
伊予銀行	14.2%→15.32% (+1.12)	14.17%→15.27% (+1.10)
千葉銀行	11.54%→16.2% (+4.66)	10.91%→15.14% (+4.23)
中国銀行	11.77%→12.84% (+1.07)	11.67%→12.73% (+1.06)
名古屋銀行	9.88%→11.36% (+1.48)	9.65%→11.15% (+1.50)
八十二銀行	18.36%→20.74% (+2.38)	16.55%→21% (+4.45)
みずほ銀行	10.51%→11.26% (+0.75)	9.78%→10.39% (+0.61)
みずほ信託銀行	25.94%→28.98% (+3.04)	25.1%→28.6% (+3.50)
三井住友銀行	12.43%→12.42% (▲0.01)	10.81%→10.35% (▲0.46)
三井住友信託銀行	9.74%→10.29% (+0.55)	8.72%→9.07% (+0.35)
りそな銀行	11.88%→12.4% (+0.52)	11.72%→12.23% (+0.51)
あおぞら銀行	9.43%→9.23% (▲0.20)	8.99%→8.68% (▲0.31)
関西みらい銀行	9.4%→12.71% (+3.31)	8.68%→11.41% (+2.73)
埼玉りそな銀行	15%→16.55% (+1.55)	15.09%→16.55% (+1.46)
東邦銀行	9.36%→9.83% (+0.47)	8.86%→9.35% (+0.49)
長野銀行	—	9.29%→5.88% (▲3.41)
南都銀行	9.25%→10.77% (+1.52)	8.95%→10.46% (+1.51)
北洋銀行	11.78%→14.42% (+2.64)	11.48%→14.07% (+2.59)
みなと銀行	8.74%→10.32% (+1.58)	8.32%→9.83% (+1.51)
武蔵野銀行	9.44%→10.27% (+0.83)	9.01%→9.83% (+0.82)

（注）緑マーカーの銀行は国際統一基準行

※ なお、参照した全銀協データ（速報値）などに誤りと思われるものも散見されるため、上記は正確性に欠ける可能性があります。ご利用に当たってはご注意ください。

2) 2025年3月期までに適用した地域銀行の事例

2025年3月期までにバーゼルⅢを適用した銀行（地方銀行と第二地銀のみ）の状況は次の通りです。

■2023年3月31日以降のバーゼルⅢ適用銀行（※国際はCET1比率）

銀行名称	連結自己資本比率	単体自己資本比率
北海道銀行	9.21%→9.72% (+0.51)	8.97%→9.37% (+0.40)
青森みちのく銀行	—	—
秋田銀行	11.48%→11.97% (+0.49)	11.21%→11.79% (+0.58)
北都銀行	—	8.40%→9.33% (+0.93)
荘内銀行	—	10.57%→10.39% (▲0.18)
山形銀行	10.37%→10.32% (▲0.05)	9.90%→9.80% (▲0.10)
岩手銀行	11.29%→11.39% (+0.10)	10.95%→11.09% (+0.14)
東北銀行	8.94%→9.05% (+0.11)	8.74%→8.99% (+0.25)
筑波銀行	9.13%→9.40% (+0.27)	9.10%→9.37% (+0.27)
千葉興業銀行	9.11%→9.19% (+0.08)	9.00%→9.18% (+0.18)
きらぼし銀行	8.63%→9.19% (+0.56)	8.57%→9.12% (+0.55)
第四北越銀行	9.20%→9.69% (+0.49)	8.98%→9.42% (+0.44)
山梨中央銀行	10.05%→10.21% (+0.16)	9.57%→9.69% (+0.12)
北陸銀行	9.15%→10.11% (+0.96)	9.12%→10.08% (+0.96)
富山銀行	8.22%→9.10% (+0.88)	8.02%→8.93% (+0.91)
北國銀行	—	9.03%→8.30% (▲0.73)
福井銀行	7.41%→7.96% (+0.55)	7.43%→8.10% (+0.67)
スルガ銀行	14.44%→11.84% (▲2.60)	14.00%→11.27% (▲2.73)
清水銀行	8.06%→8.53% (+0.47)	7.89%→8.35% (+0.46)
大垣共立銀行	8.87%→9.99% (+1.12)	8.31%→9.31% (+1.00)
十六銀行	9.91%→10.27% (+0.36)	9.67%→10.02% (+0.35)
三十三銀行	8.02%→8.26% (+0.24)	7.90%→8.18% (+0.28)
但馬銀行	7.92%→8.66% (+0.74)	7.79%→8.53% (+0.74)
鳥取銀行	8.06%→8.60% (+0.54)	8.04%→8.58% (+0.54)
阿波銀行	10.72%→10.68% (▲0.04)	10.43%→10.43% (±0.00)
百十四銀行	9.12%→9.33% (+0.21)	8.59%→8.78% (+0.19)
四国銀行	8.54%→8.94% (+0.40)	8.24%→8.64% (+0.40)
筑邦銀行	8.51%→9.15% (+0.64)	8.26%→8.85% (+0.59)
佐賀銀行	7.39%→7.94% (+0.55)	7.56%→8.13% (+0.57)
肥後銀行	10.51%→11.00% (+0.49)	10.45%→10.92% (+0.47)
大分銀行	10.42%→10.11% (▲0.31)	9.55%→9.21% (▲0.34)

■2024年3月31日以降のバーゼルⅢ適用銀行（※国際はCET1比率）

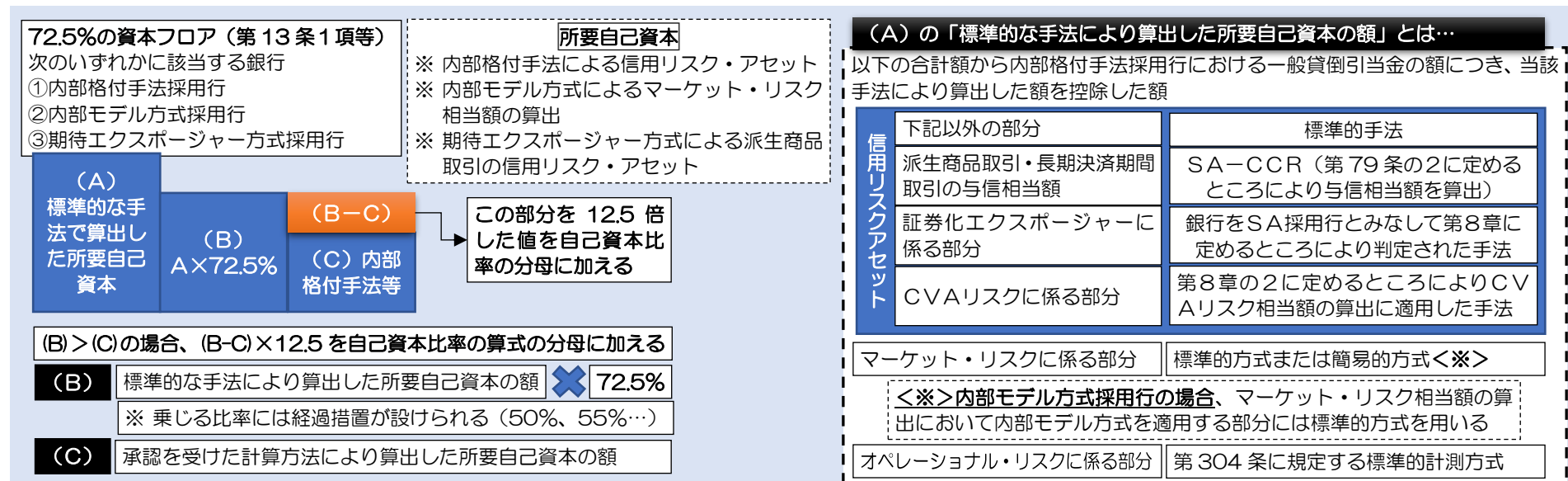
銀行名称	連結自己資本比率	単体自己資本比率
宮崎銀行	9.06%→9.64% (+0.58)	8.78%→9.63% (+0.85)
鹿児島銀行	11.24%→11.81% (+0.57)	10.83%→11.36% (+0.53)
琉球銀行	9.57%→9.94% (+0.37)	9.17%→9.48% (+0.31)
沖縄銀行	9.89%→10.94% (+1.05)	9.47%→10.52% (+1.05)
きらやか銀行	7.54%→8.30% (+0.76)	7.73%→8.49% (+0.76)
北日本銀行	8.93%→10.05% (+1.12)	8.66%→9.75% (+1.09)
仙台銀行	7.71%→7.81% (+0.10)	7.70%→7.81% (+0.11)
福島銀行	7.89%→9.10% (+1.21)	7.52%→8.67% (+1.15)
大東銀行	9.61%→11.04% (+1.43)	9.38%→10.83% (+1.45)
東和銀行	10.06%→9.75% (▲0.31)	10.05%→9.71% (▲0.34)
栃木銀行	11.43%→10.10% (▲1.33)	11.13%→9.85% (▲1.28)
京葉銀行	10.66%→10.78% (+0.12)	10.64%→10.75% (+0.11)
東京スター銀行	12.12%→12.08% (▲0.04)	11.43%→11.38% (▲0.05)
神奈川銀行	—	9.43%→9.69% (+0.26)
大光銀行	8.22%→8.60% (+0.38)	8.18%→8.56% (+0.38)
富山第一銀行	11.10%→12.07% (+0.97)	11.02%→11.71% (+0.69)
福邦銀行	5.85%→5.82% (▲0.03)	5.80%→5.77% (▲0.03)
静岡中央銀行	12.49%→13.67% (+1.18)	12.17%→13.29% (+1.12)
あいち銀行	—	—
島根銀行	8.08%→7.86% (▲0.22)	7.76%→7.56% (▲0.20)
トマト銀行	8.70%→9.02% (+0.32)	8.62%→8.89% (+0.27)
西京銀行	7.18%→7.42% (+0.24)	7.15%→7.40% (+0.25)
徳島大正銀行	8.52%→8.66% (+0.14)	8.49%→8.62% (+0.13)
香川銀行	9.91%→10.04% (+0.13)	9.92%→10.07% (+0.15)
愛媛銀行	8.15%→8.53% (+0.38)	7.77%→8.10% (+0.33)
高知銀行	8.53%→9.00% (+0.47)	8.31%→8.82% (+0.51)
佐賀共栄銀行	—	9.32%→9.62% (+0.30)
豊和銀行	—	9.63%→10.67% (+1.04)
宮崎太陽銀行	8.14%→8.20% (+0.06)	8.13%→8.23% (+0.10)
南日本銀行	8.26%→9.50% (+1.24)	8.26%→9.49% (+1.23)
沖縄海邦銀行	9.34%→10.04% (+0.70)	9.35%→10.03% (+0.68)

※ なお、参照した全銀協データ（速報値）などに誤りと思われるものも散見されるため、上記は正確性に欠ける可能性があります。ご利用に当たってはご注意ください。

② I R B資本フロア問題

1) 資本フロア問題

バーゼルⅢ最終化では内部格付手法等を使用している場合の資本フロア規定が設けられます(第13条第1項等。なお、5年間の経過措置が設けられています)。



2) 内部格付手法採用行一覧

わが国において内部格付手法を採用している金融機関としては、たとえば次のような事例があります(出所 全銀協『全国銀行財務諸表分析』をもとに調査)。

■先進的内部格付手法(A-IRB)採用行一覧

銀行名	F-IRB 移行	A-IRB 移行
みずほ銀行	2007年3月期	2009年3月期
三井住友銀行	2007年3月期	2009年3月期
三菱UFJ信託銀行	2007年3月期	2009年3月期
みずほ信託銀行	2007年3月期	2009年3月期
三菱東京UFJ銀行	2007年3月期	2009年3月期
りそな銀行	2008年3月期	2014年3月期
埼玉りそな銀行	2008年3月期	2014年3月期
三井住友信託銀行	2013年3月期	2015年3月期
福岡銀行	2007年3月期	2019年3月期

■基礎的内部格付手法(F-IRB)採用行一覧(初めて採用した年度)

銀行名	銀行名	銀行名
千葉銀行(2007年3月期)	もみじ銀行(2013年3月期)	SBI新生銀行(2007年3月期)
横浜銀行(2007年3月期)	広島銀行(2014年3月期)	東邦銀行(2024年3月期)
静岡銀行(2007年3月期)	北洋銀行(2016年3月期)	南都銀行(2024年3月期)
滋賀銀行(2007年3月期)	池田泉州銀行(2017年3月期)	十八親和銀行(2024年3月期)
常陽銀行(2008年3月期)	西日本シティ銀行(2017年3月期)	熊本銀行(2024年3月期)
伊予銀行(2008年3月期)	北九州銀行(2017年3月期)	第四北越銀行(2025年3月期)
八十二銀行(2009年3月期)	百五銀行(2018年3月期)	北都銀行(2026年3月期)
中国銀行(2009年3月期)	足利銀行(2020年3月期)	庄内銀行(2026年3月期)
群馬銀行(2010年3月期)	関西みらい銀行(2020年3月期)	百十四銀行(2026年3月期)
山陰合同銀行(2011年3月期)	紀陽銀行(2020年3月期)	名古屋銀行(2026年3月期)
京都銀行(2013年3月期)	みなと銀行(2021年3月期)	八十二長野銀行(2026年3月期)
山口銀行(2013年3月期)	武蔵野銀行(2023年3月期)	

③ マーケット・リスク相当額

1) 外国為替リスクの計算方法

マーケット・リスク相当額は、いわば「銀行がトレーディング活動などを行っていた場合に負うマーケット・リスク」を資本賦課する仕組みですが、これまでは特定取引勘定などの規模が 1000 億円未満であるなどの要件を満たした場合、マーケット・リスク相当額の算出を免除していました。

しかし、F R T B に伴い本邦金融庁は「外為リスク相当額が 1000 億円未満である」などの条件を新たに設け、外国為替リスクのネット・ポジションの額を（一定の例外を除き、原則として日次で）計算し、（１）その最大額が 1000 億円を超えた場合か、（２）信用リスク・アセット等の合計額の 10% を超えた場合には、マーケット・リスク相当額の算出を免除する規定が適用できなくなります。

ステップ①

自己資本比率を算出する期間について、日々の外国為替リスク・カテゴリーの全体のネット・ポジションの額を算出する

	USD	EUR	GBP	CHF	金
ロング	500	400	200	100	50
ショート	450	300	50	300	85
ネット	50	100	150	▲200	▲35

通貨ごとにロング、ショートを合計する
→ 左図では便宜上、ネットロングをプラス、ネットショートをマイナスで表記

上記設例だと「ネットロング」が３通貨（合計で 300）、「ネットショート」が１通貨（合計で 200）であり、大きいのはネットロングの 300。これに金のポジションの絶対値 35 を足して 335 がこの日のネット・ポジションの額となる

ステップ②

ステップ①で求めた日々のネット・ポジションの最大額が次のいずれかの基準を満たしているかどうかを判定する

- (1) 1000 億円以上であるかどうか
- (2) 次の①～③の合計額の 10% 以上であるかどうか
 - ①期末か直近期末の信用リスク・アセットの額
 - ②期末か直近期末のオペレーショナル・リスク相当額 ÷ 8%
 - ③ステップ①で求めた日々のネット・ポジションの最大額

2) 2025 年 3 月期決算でマーケット・リスク相当額を算出している地方銀行等

全銀協データによれば 2025 年 3 月期（＝2024 年度）決算において、マーケット・リスク相当額を算出している地方銀行・第二地方銀行は、全部で 6 行あります。これらについて、全銀協『全国銀行財務諸表分析』の過年度の『銀行別諸比率表』をもとに、いつからマーケット・リスク相当額の算出を開始したのかを調査すると、右図の通りです。

これらのうちバーゼルⅢ任意適用開始（2023 年 3 月期）以降にマーケット・リスク相当額の算出を開始したのは伊予銀行（2023 年度＝2024 年 3 月末）と東日本銀行（2022 年度＝2023 年 3 月末）の 2 行であり、2025 年 3 月期と 2026 年 3 月期において新たにマーケット・リスク相当額の算出を開始した銀行はありません。

銀行名	算出開始時期	バーゼルⅢ適用
千葉銀行	2006 年度決算	2024 年 3 月期～
横浜銀行	2009 年度決算	2023 年 3 月期～
静岡銀行	2006 年度決算	2023 年 3 月期～
関西みらい銀行	2019 年度決算	2024 年 3 月期～
伊予銀行	2023 年度決算	2024 年 3 月期～
東日本銀行	2022 年度決算	2023 年 3 月期～

④ 非上場株式400%リスク・ウェイト問題

新たな規制では、株式については標準的手法においても従来の100%から250%にリスク・ウェイトが引き上げられるとともに、非上場株式のなかでも「投機的なもの」に対しては400%のリスク・ウェイトが適用されることとされました。

ただし、金融庁の2022年7月のQ&Aなどによれば、非上場株式に対して一律に400%のリスク・ウェイトが適用される者ではなく、具体的には「長期的関係」や「企業再生目的」などに該当する場合は「投機的な非上場株式」に該当しないこととされています（つまり400%ではなく250%のリスク・ウェイトが適用されます）。

短期的な売買により譲渡益を取得することを期待する非上場株式投資

金融商品会計における売買目的有価証券に該当し得る非上場株式などがこれに該当

金融市場における相場その他の指標に係る価格変動を伴い、かつ、長期的にトレンド以上の多額の譲渡益又は利益を取得することを想定する非上場株式投資

IPOや再上場によるキャピタルゲインを目的とする・期待するベンチャーキャピタル投資やバイアウト投資などがこれに該当

ただし

非上場株式に対し一律に400%のリスク・ウェイトが適用されるものではなく、「長期的関係」「企業再生目的」は「投機的な非上場株式」に該当しない

長期的関係を目的とするもの

①当面の売却を予定していない、②1年以内の売却を予定していない、のいずれかに該当している

企業再生を目的とするもの

- 投資先との関係があると認められる、銀行法施行規則などに基づくベンチャービジネス、事業再生、事業継承、地域活性化などを目的とした株式等
- 融資先など金融機関が関係性を保有している会社等への投資
- その他、企業価値の向上を企図した支援の一環とした投資（たとえばハンズオン型の支援を行うファンドを通じた間接的な投資）

⑤ 株式100%リスク・ウェイト規定

金融庁は2026年8月24日、自己資本比率告示やQ&A等の改正を行い、①政府関係機関等と共同で行う投資のうち、当該政府関係機関等が信用リスクの相当部分を引き受けている場合、②投資専門子会社を通じた投資のうちベンチャービジネス会社、事業再生会社、事業承継会社、地域活性化事業会社、については、総自己資本または自己資本の額の10%を上限として、100%のリスク・ウェイトを適用することができる旨の規定が設けられています。

株式と同等の性質を有するもの 第76条第1項

①投機的な非上場株式に対する投資	400%
②①に掲げる投資以外の投資	250%

100%リスク・ウェイトの例外 第76条第4項

① 政府関係機関等と共同で行う投資（財政上の措置により、政府関係機関等が当該投資に係る信用リスクの相当部分を引き受ける場合）

② イ 新規事業分野開拓会社
 □ 事業再生会社
 ハ 地域活性化事業会社・特例事業再生会社等

- 次の額を上限として100%のリスク・ウェイトとすることが可能
- 国際統一基準行…総自己資本の額×10%
 - 国内基準行…自己資本の額×10%

「政府関係機関等」と「共同で行う投資」

自行（傘下の投資専門子会社を含む）と政府関係機関等が同一ファンド又は事業法人に共に出資する状況。

→ GP/LPを問わない

政府関係機関等が当該投資に係る信用リスクの相当部分を引き受ける

→ (株)地域経済活性化支援機構、(株)日本政策投資銀行、中小企業基盤整備機構、(株)会社産業革新投資機構

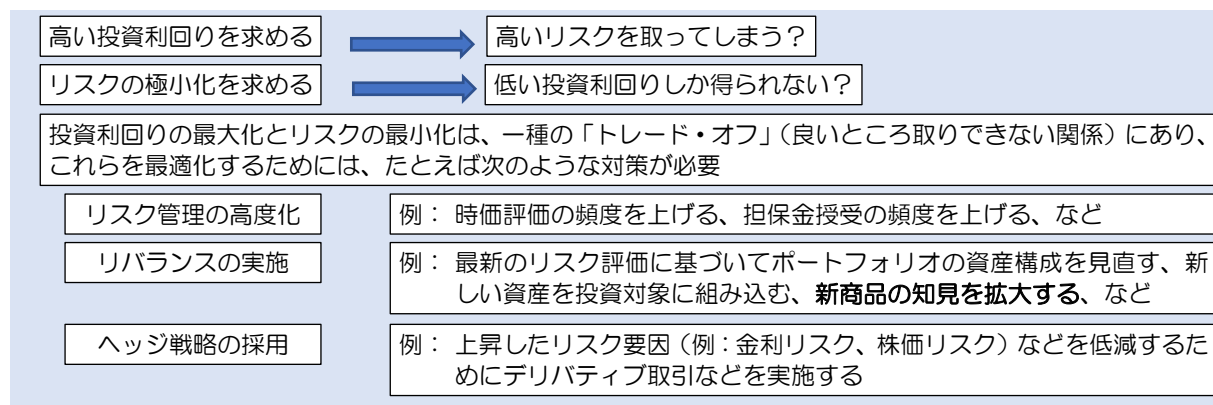
→ 政府機関等がGP出資/多数LP出資 等

(3) 投資リスク

① リスク管理の基本形

金融商品への投資に当たってはリスクが発生します。そして、多額の資金を投資する機関投資家にとっては、適切なリスク管理が必須です。

一般に高い投資利回りを得るためには高いリスクを取る必要があります。リスクを極小化すれば、より低い利回りしか得られないことが多く、リスク管理の高度化や適度なリバランスの実施、さらには適切なヘッジ戦略のミックスが重要です。



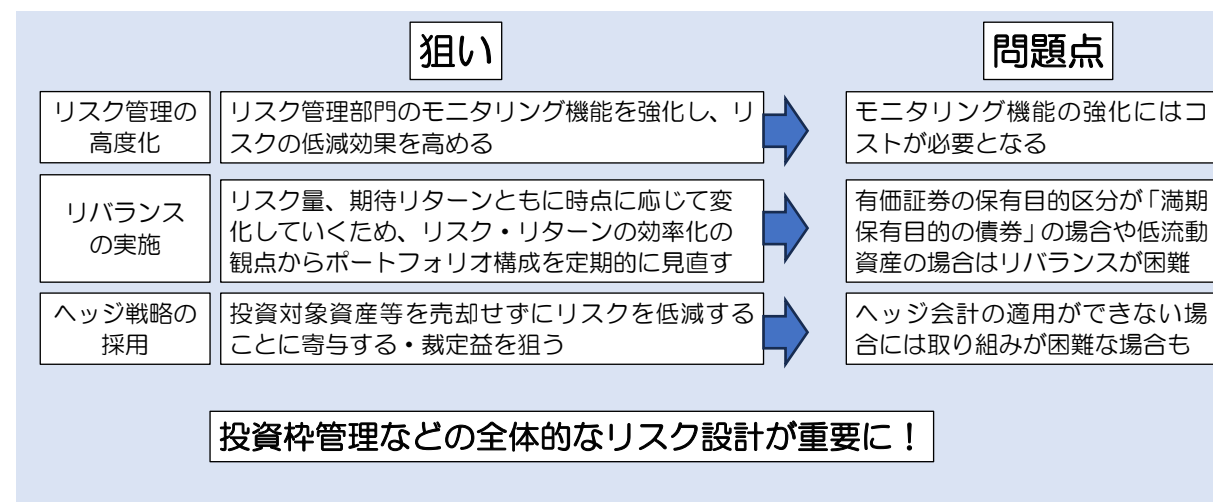
② 規制・会計上の制約

投資ポートフォリオの管理において、リスク管理の高度化を図るうえでは、いくつかの制約が存在します。

しかし、機関投資家がリスク管理の最適化を行う場合に、いくつかの制約が存在します。

たとえばモニタリング機能を強化する際にはコストが必要となることもありますし、プライベート・アセットなどの低流動資産はリバランスが難しい場合もあり、さらに取引・会計上の制約からヘッジ取引が困難であるケースも考えられます。

実務上は投資枠管理などの全体的なリスク設計が重要となると考えられます。



③ 金融商品のリスク

こうした中、機関投資家が金融商品への投資戦略を考えるにあたって考慮すべきリスクはいくつかありますが、その中でも特に重要なものとしては、たとえば市場リスクに加え、信用リスク、集中リスク（与信集中、アセット・クラスの非分散）、カントリー・リスク、流動性リスク、相関リスク、さらには制度・規制リスクなどが考えられます。

リスクの種別	リスクの説明の例	具体的な事例等
市場リスク	市場指標が変動し、投資対象金融商品の価格が変動するリスク	市場指標の例：金利、株価、為替相場等
信用リスク	融資先・投資先・参照先の信用状況が悪化し、結果的に投資元本の一部または全部が毀損するリスク	社債、株価、クレジット・リンク系の投資等
集中リスク	信用供与先が集中するリスクや投資しているアセット・クラスが集中するリスクなど	ファンド・オブ・ファンズなどルックスルー困難なアセット・クラス
カントリー・リスク	投資先の国に固有の、投資元本が毀損するリスク	戦争、巨大災害、政情不安、金融危機、通貨危機等
流動性リスク	金融資産を売却する際に、適時にその時点の公正価値で売却することができずに損失が発生するリスク	いわゆる「オファー・ビッド」が開きすぎているような状況
相関リスク	投資時点で期待・想定していた相関関係が低下し、または消滅するリスク	当初意図した「ヘッジ関係」が機能しない状況
制度リスク	投資時点で前提としていた制度が変更され、これに伴い損失が生じるリスク	会計制度や税制、法律や条約の新設・改廃等

④ 市場リスク

一般に「市場リスク」とは、「市場指標が変動し、投資対象金融商品の価格が変動するリスク」と定義づけられ、代表例としては金利リスク、株価リスク、為替リスク、信用リスクなどがあります。

ただし、信用リスクについては市場性のもの（社債など）と非市場性のもの（相対ローンなど）に分けるとする考え方もあります。

市場リスクとは：市場指標が変動し、投資対象金融商品の価格が変動するリスクのこと。	
金利リスク	市場金利が変動し、国債等の債券全般、金利スワップ、借入金など、利付金融商品の価格が変動すること。一般に金利が上昇すれば固定利付債券の価格は下落するという「逆相関関係」にある。
信用リスク	信用リスク（この場合はクレジット・スプレッド）が増大すれば、その発行体が発行する金融商品（例：社債）や、その企業を参照する金融商品（例：CDSの価値）は下落する
株価リスク	株価が下落すればその株式の価値は下落する
為替リスク	対象通貨が円に対して下落すれば（＝円高になれば）、外貨建金融商品の価格が変動していなかったとしても、円換算したときの外貨建資産の価値は下落する

⑤ 信用リスク

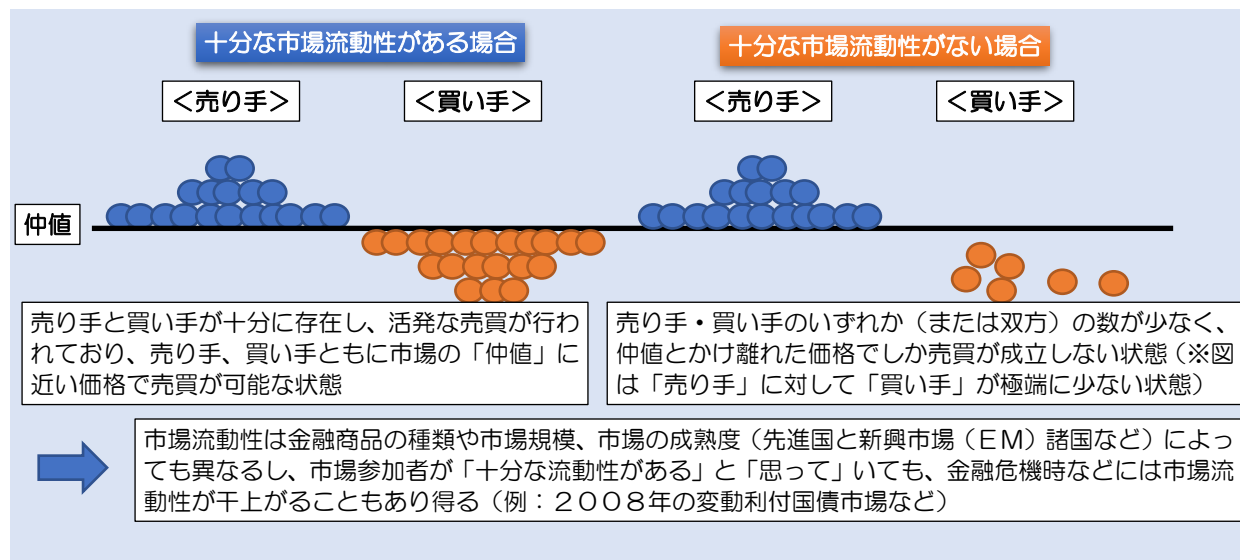
一般に「信用リスク」とは、信用状態の変化により損益が発生するリスクのことです。伝統的な信用リスクの類型としては貸倒リスクがありますが、近年では信用リスクの市場化により、高流動性資産については市場リスクに準じて管理するという考え方もあります。

項目	説明	会計上の取扱い
伝統的な「信用リスク」	与信対象先の貸倒リスク（貸したお金が返ってこないリスク）。金融機関にとっては「自己査定」で管理する資産がその典型例	貸倒引当金の計上
市場リスクの範疇に入る「信用リスク」	社債、CDSなどの市場性クレジット商品の価格変動リスク。信用状態の変動により時価が変動するリスクであり、市場リスクの範疇として捉えることも可能	時価評価してOCI又はP/L処理
CVA/DVA	派生商品取引全般に係る、取引相手方（または自社）の信用リスクを勘案しない場合の時価評価額と、した場合の時価評価額の差額。バーゼル規制上はCVAリスク相当額に対する自己資本賦課が適用されている	CVAについては実務指針第293項に記載あり
負債の公正価値オプション	「公正価値オプション」（FVO）により自社の信用リスクが悪化した時の負債価値下落を利益計上することができるという問題点が存在する	日本に「FVO」規定は存在しない

⑥ 流動性リスク

一般に「流動性リスク」とは、市場流動性が大きく変わるリスク（いわば「売りたいときに売りたい価格で売れない」リスク）を意味します。

かかるリスクは高流動性資産に生じることもありますし、売却に制約がある資産（たとえばプライベート・アセットなど）のように、そのアセット・クラス特有のリスクであることもあります。



⑦ 相関リスク

上記のようなリスクは一般的な投資リスクですが、これに加えて当資料では、「相関リスク」という概念を提唱したいと思います。これは、「取引開始時点で想定していた市場価格の相関関係がなくなってしまうリスク」のことです。

⑧ 制度リスク

わが国の機関投資家のうち、とくに預金取扱金融機関や保険会社は、金融に関する規制を受けています。たとえば預金取扱金融機関に対しては、「銀行自己資本比率規制」（いわゆるバーゼル規制）などが適用されますが、こうした金融規制は機関投資家の投資行動に大きな影響を与えるものであり、かつ、国際的な金融規制当局の合意などにより大きく変化する可能性があるものです。

定義	市場指標相互間に存在すると想定していた相関関係が事後的に崩れてしまうリスク		
具体例	事例	事前の想定	事後的な相関
	株式と債券の相関	● 株価が上昇すれば債券価格は下落する ● 債券価格が上昇すれば株価が下落する	国内資本市場からの資金流出に伴い株価も債券価格ともに大きく下落した
	株式と為替の相関	● 自国通貨が下落すれば株価が上昇する ● 自国通貨が上昇すれば株価が下落する	金融危機の発生に伴い自国通貨が切り上がり、株価も上昇した
	ベースス間の相関	日本国債の金利が上昇すればスワップ金利も上昇する	両者のイールドカーブが不整合を起こし、TLスプレッドが拡大した
不都合	● ポートフォリオの「分散投資」のつもりで株式と債券にバランス良く投資していたのに、現実にはこうした「分散効果」が働かなかった ● 債券の金利リスクをヘッジするつもりで金利スワップ取引を取り組んだのに、債券、金利スワップ双方から損失が発生してしまった など		

2 最近の話題①ECL会計

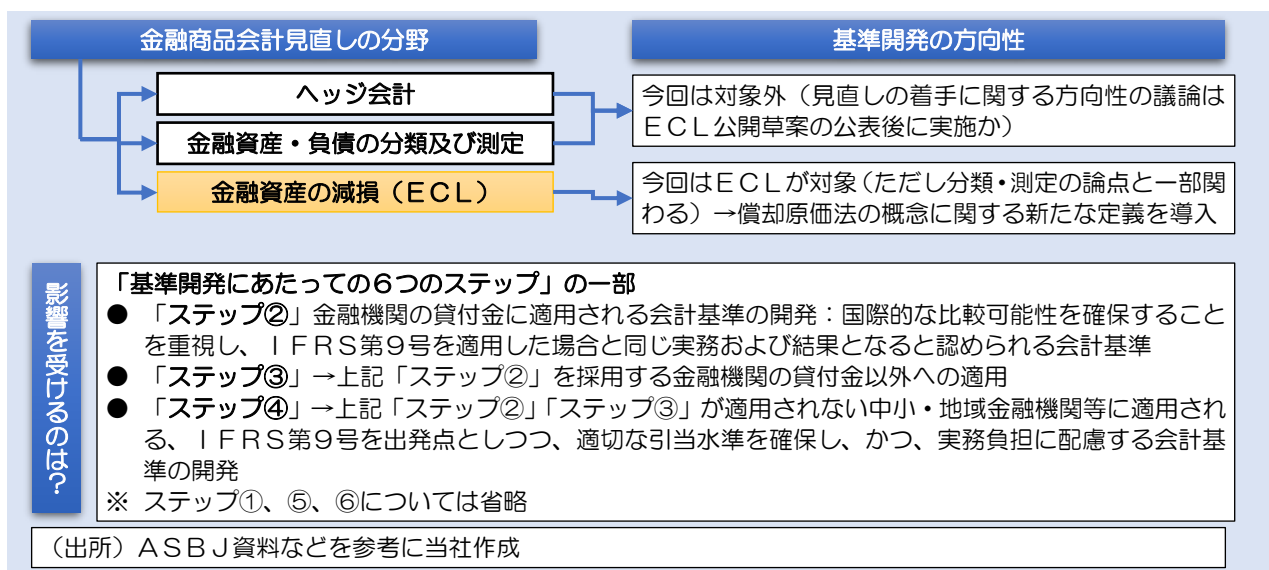
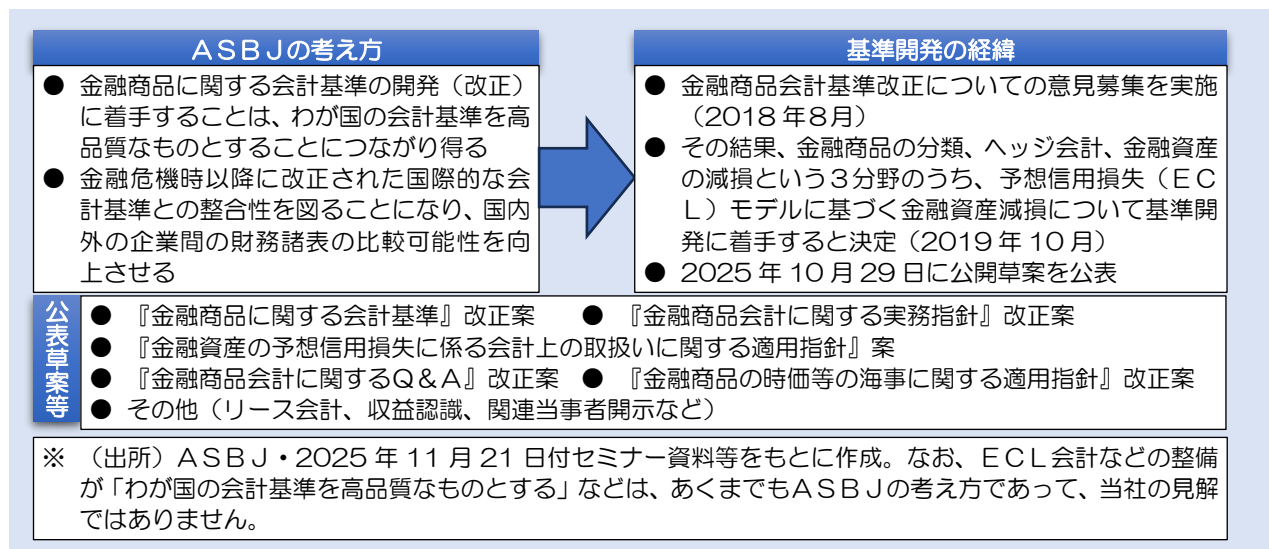
(1) ASBJ公開草案

① ECL草案の公表

企業会計基準委員会（ASBJ）は2019年10月に予想信用損失（ECL）モデルに基づく金融資産減損についての基準開発を決定し、これを受けて2025年10月29日、わが国の金融商品会計基準にECLの考え方を取り入れるなどを目的とした、一連の会計基準改正（案）等を公表しました。これについてはコメントの募集期限を2026年2月6日としています。

② ASBJの方向性

11月21日付セミナー資料によると、ASBJはECL会計を導入するにあたり、金融商品に関する分類及び測定に関する現行の扱いを維持したうえで、最小限の見直しにとどめたとしており、あわせて減損以外の論点（たとえば「分類・測定」や「ヘッジ会計」など）については本公開草案の公表後に、見直しの着手に関する方向性について議論を行うとしています。

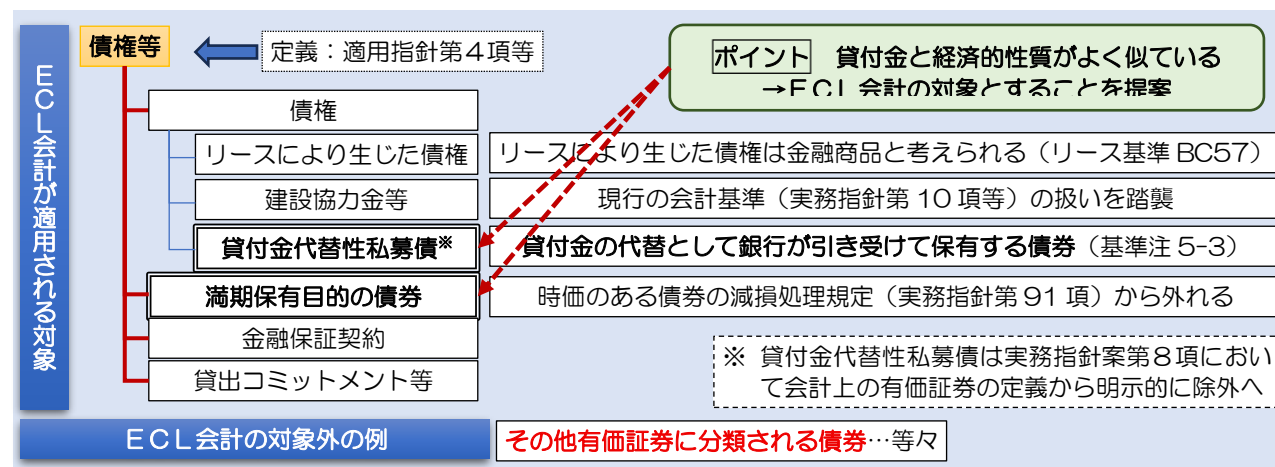


(2) ECL会計の概要

① ECL会計の概念

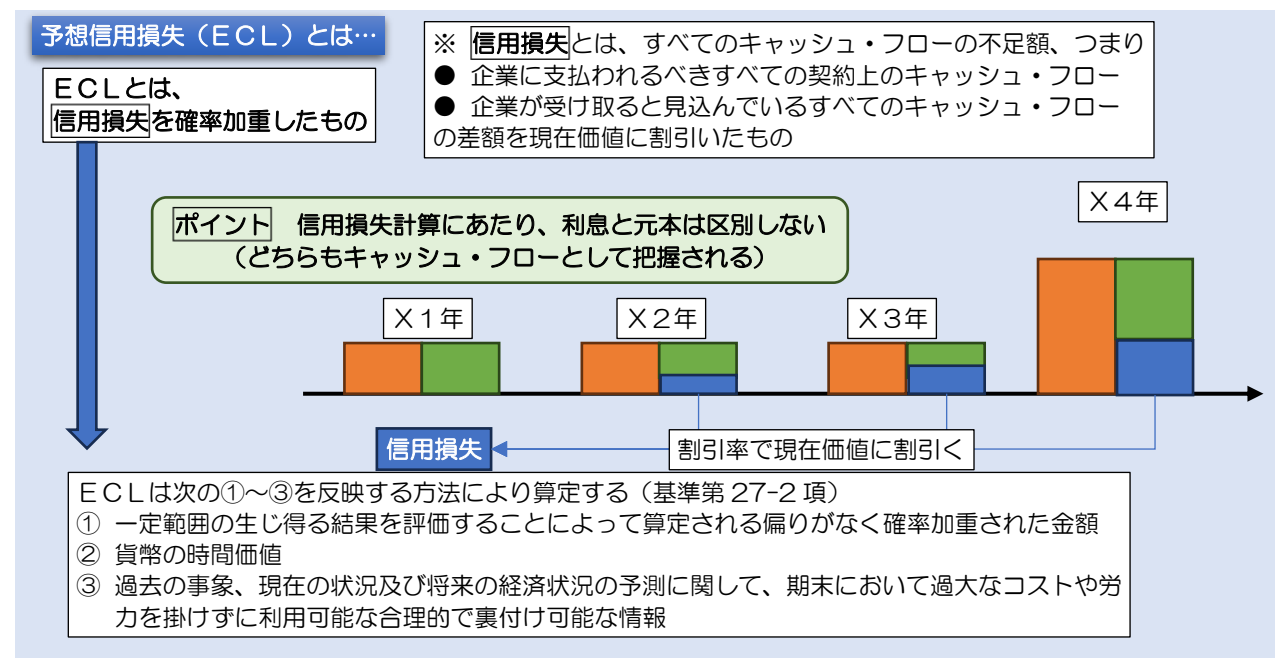
1) ECL会計の適用範囲

予想信用損失 (ECL) 会計は基本的に時価会計の適用対象外となる金融資産に適用されると考えられ、これには現行金融商品会計における債権の定義をやや拡大した「債権等」の概念が新たに設けられたうえで、これに「貸付金代替性私募債」が明記されました。これにより会計基準上の取り扱いなどが一層明確化されています。



2) ECLの定義

ASBJ による一連の基準案によると、予想信用損失 (ECL) は「信用損失を確率加重したもの」と定義され、また、信用損失は「企業に支払われるべきすべての契約上のキャッシュ・フローと、企業が受け取ると見込んでいるすべてのキャッシュ・フローとの差額（すなわち、すべてのキャッシュ・フローの不足額）を現在価値に割り引いたものをいう」と定義されています（基準注 5-2）。



② SICRとデフォルト

1) 信用リスクの著しい増大 (SICR)

基準案第 27 項では、ECL の算定に当たっては、対象となる債権等（定義は前出）について、発生認識以降のデフォルト発生リスクの変動に基づき、信用リスクが著しく増大しているかどうかを判定することとされています（信用リスクの著しい増大を一般に “Significant Increase in Credit Risk” と呼び、SICR と略します）。そのうえで、SICR 発生の有無に応じ、SICR が発生していない場合は 12 ヶ月の、発生した場合は全期間の ECL を算定することとされます（基準案第 28 項）。

信用リスクの著しい増大 (SICR)

信用リスクの著しい増大
Significant Increase in Credit Risk, SICR は債権等の認識後の信用リスクの変動に基づいて判定する（相対的アプローチ、適用指針案第 11 項）

SICR は発生していない

12 ヶ月の ECL を算定
（基準案第 28 項(1)）

SICR が発生している

全期間の ECL を算定
（基準案第 28 項(2)）

ポイント SICR の有無で性質が変化する

ASBJ/2025 年 11 月 21 日付セミナー資料のイメージ

- ある金融機関は内部信用格付制度に基づいて信用リスク管理を行っている
- この金融機関は内部信用格付が遷移した場合のデフォルト発生リスクの変化を把握しており、また、各内部信用格付のデフォルト発生リスクは安定的に推移しているものと認められる
- SICR に関する閾値として、「内部信用格付が 2 ノッチ以上下落した場合」と定義している
（※）ASBJ 資料 P17 をベースにしつつ、用語等は当社にて修正

2) 「デフォルト」とは？

適用指針案第 7 項・第 8 項等によると、「デフォルト」とは「対象となる金融商品について企業が内部信用リスク管理の目的で使用しているもの」とされますが、3 ヶ月を超えて延滞している場合は、反証がない限りデフォルトが発生しているものと推定されます。

デフォルトの定義

会計基準第 27 項に定めるデフォルト発生リスクの変動の判定において、デフォルトの定義は、原則として、**対象となる金融商品について企業が内部信用リスク管理の目的で使用しているものを用いる**（適用指針案第 7 項）

デフォルトの定義は、特定の金融商品について他の定義が適切なことを立証できる場合を除き、すべての金融商品に一貫して適用する

※ 契約上の支払が 3 ヶ月超の期日経過となる場合には、合理的で裏付け可能な情報に基づき反証できる場合を除き、デフォルトが発生していると推定する（適用指針案第 28 項）

ASBJ/2025 年 11 月 21 日付セミナー資料 P14 の記載

（基準等では）デフォルトを定義せず、企業が内部信用リスク管理の目的で使用しているものを用いることとした（3 ヶ月以上期日が経過している場合は除く）

ポイント 一般にデフォルトは「契約上の義務が果たされない状態」→基準ではリスク管理目的との整合性を重視し定義を設けない
→3M経過の場合のみ、反証を要求

3) SICR の将来予測情報の利用

信用リスクの著しい増大 (SICR) を認識するに際し、適用指針案第 9 項では、「期日経過の情報よりも将来予測的な情報が過大なコストや労力を掛けずに利用可能な場合」については、債権等の発生の認識以降において信用リスクが著しく増大しているかどうかの判定に「将来予測的な情報

SICR 判定における将来予測的な情報の利用

期日経過の情報よりも将来予測的な情報が過大なコストや労力を掛けずに利用可能な場合は、債権等の発生の認識以降において信用リスクが著しく増大しているかどうかの判定に将来予測的な情報を用いる（適用指針案第 9 項）

を用いる」とされています。

4) 信用減損金融資産

会計基準上、「信用減損金融資産」とは「将来キャッシュ・フローに不利な影響を与える1つ又は複数の事象が発生している債権及び満期保有目的の債券」といわれます。

信用減損金融資産に該当するかどうかに関する「観察可能なデータ」として、適用指針案は6つの事象を列挙しています。

信用減損金融資産 基準注 8-4、適用指針案 28 項

- 信用減損金融資産とは、将来キャッシュ・フローに不利な影響を与える1つ又は複数の事象が発生している債権及び満期保有目的の債券をいう
- 信用減損債権とは、対象となる金融資産が債権である信用減損金融資産をいう

ポイント いわゆる「ディストレス」なども含まれる（当社私見）

具体的な事象の例

- ① 発行者又は債務者の重大な財政的困難
- ② 契約違反（デフォルト又は期日経過事象など）
- ③ 借手の財政上の困難に関連した経済上又は契約上の理由により、そのような理由がなければ考慮しないであろう譲歩を借手に与えたこと
- ④ 借手が破産又は他の財務上の再編を行う可能性の増加
- ⑤ 財政上の困難による当該資産に関する活発な市場の消滅
- ⑥ 発生した信用損失を反映するディープ・ディスカウントでの金融資産の購入又は組成

5) 信用リスクが低い金融資産

適用指針案第 24 項～第 27 項によると、期末において信用リスクが低いと判断される場合、債権等の発生の認識以降に信用リスクは著しく増大していないと推定することが可能とされます。

SICR判定の容認規定

期末において「信用リスクが低い」
→ SICRは生じていないと推定することが可能
(適用指針案第 24 項)

ポイント たとえば外部信用格付が投資適格の場合は「信用リスクが低い」（指針案第 26 項）

信用リスクが低いと判断される場合…次の全てを満たす必要

- ① デフォルト発生リスクが低い
- ② 借手が近い将来の契約上のキャッシュ・フロー支払い義務を履行する能力を十分に有している
- ③ 長期的な経済状況及び事業状況の不利な変化が生じても、必ずしも借手の債務履行能力が低下すると限らない

6) SICRの簡便的な判定（絶対的アプローチ）

適用指針案第 55 項以降では、SICRの判定において簡素化されたアプローチも用意されています。これには、(かつて存在していた)金融検査マニュアル等に基づき、正常先、要注意先、要管理先などの債務者区分判定を行っている場合などが含まれます。

SICR判定の特例（絶対的アプローチ）

信用リスクが著しく増大しているかどうかの判定を行うにあたり、債務者の財政状態及び経営成績等に応じて付与している内部信用格付に基づき、内部信用格付を活用して判定する方法を用いることができる（適用指針案第 56 項）

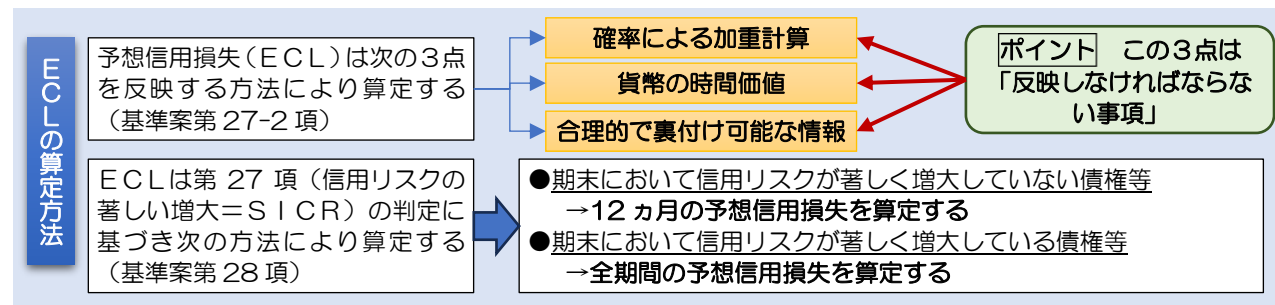
正常先
要注意先
破綻懸念先 …等

ポイント ASBJ資料等でもこの部分の記述は大変に分量が多く充実している（本書では割愛）

③ ECLの算定

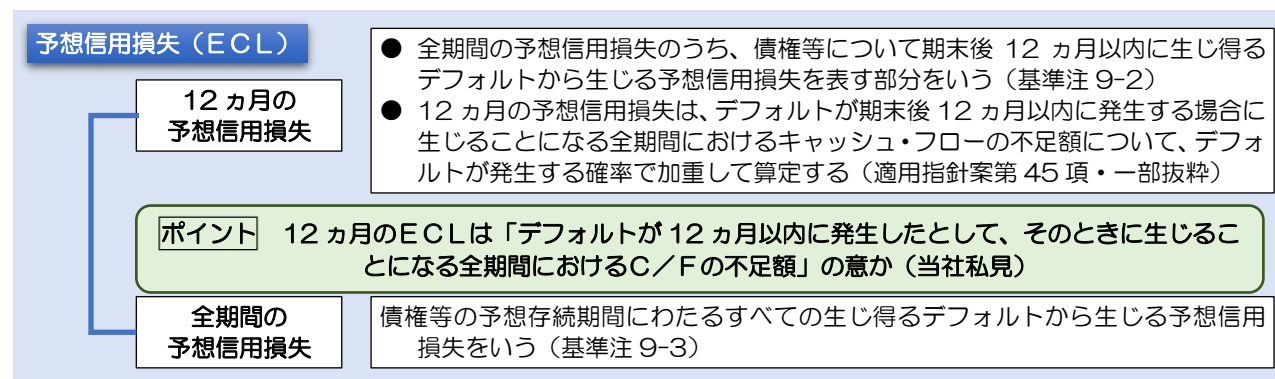
1) 3要素の反映

ECL会計では、予想信用損失（ECL）は①確立による加重計算、②貨幣の時間価値、③合理的で裏付け可能な情報、を反映する方法で算定します（基準案第27-2項）。また、信用リスクの著しい増大（SICR）で算定額が変動します（基準案第28項）



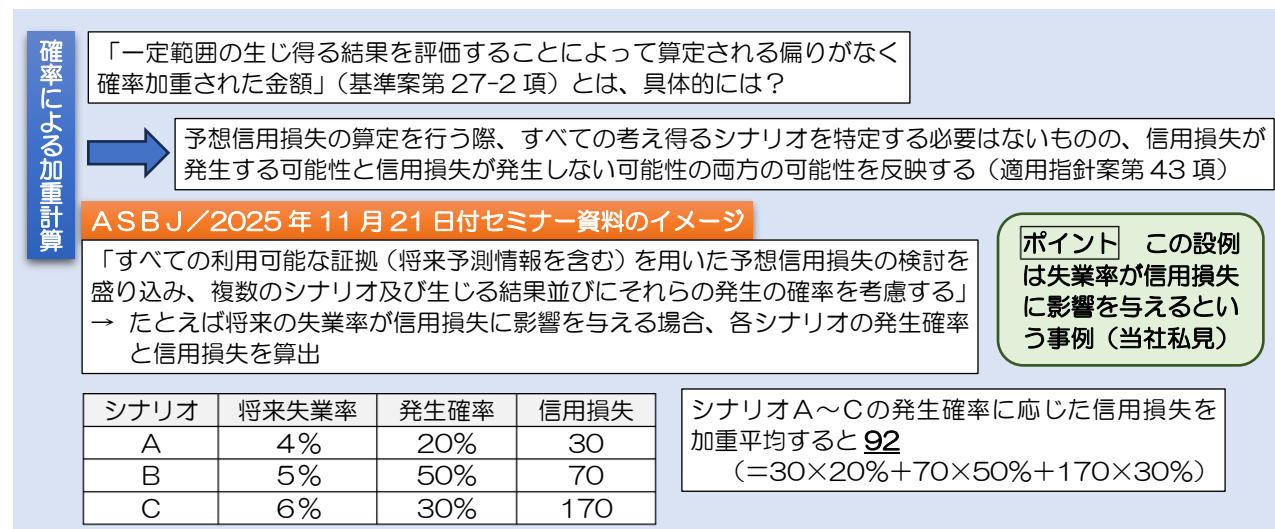
2) 12ヵ月のECLと全期間のECL

基準案注9-2によると12ヵ月の予想信用損失とは「全期間の予想信用損失のうち、債権等について期末後12ヵ月以内に生じ得るデフォルトから生じる予想信用損失を表す部分をいう」とされ、また、注9-3によると全期間の予想信用損失とは「債権等の予想存続期間にわたるすべての生じ得るデフォルトから生じる予想信用損失をいう」とされます。



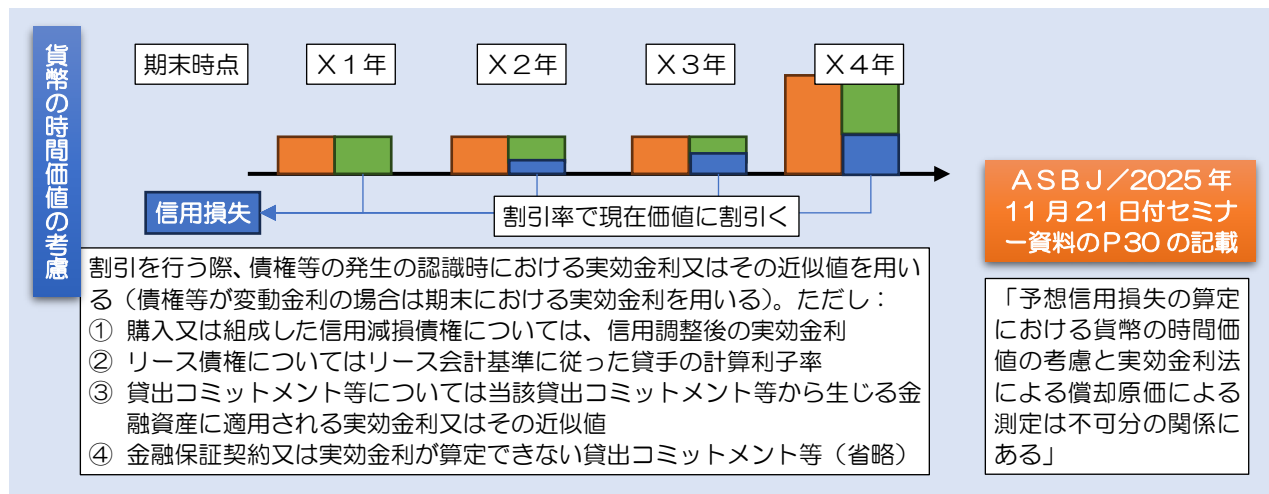
3) 確率による加重計算

ECLの計算プロセスにおいて求められる確率による加重計算について、適用指針案（第43項）では「すべての考え得るシナリオを特定する必要はない」としつつも、「信用損失が発生する可能性と信用損失が発生しない可能性の両方の可能性を反映する」必要がある、などとしています。



4) 貨幣の時間価値の考慮

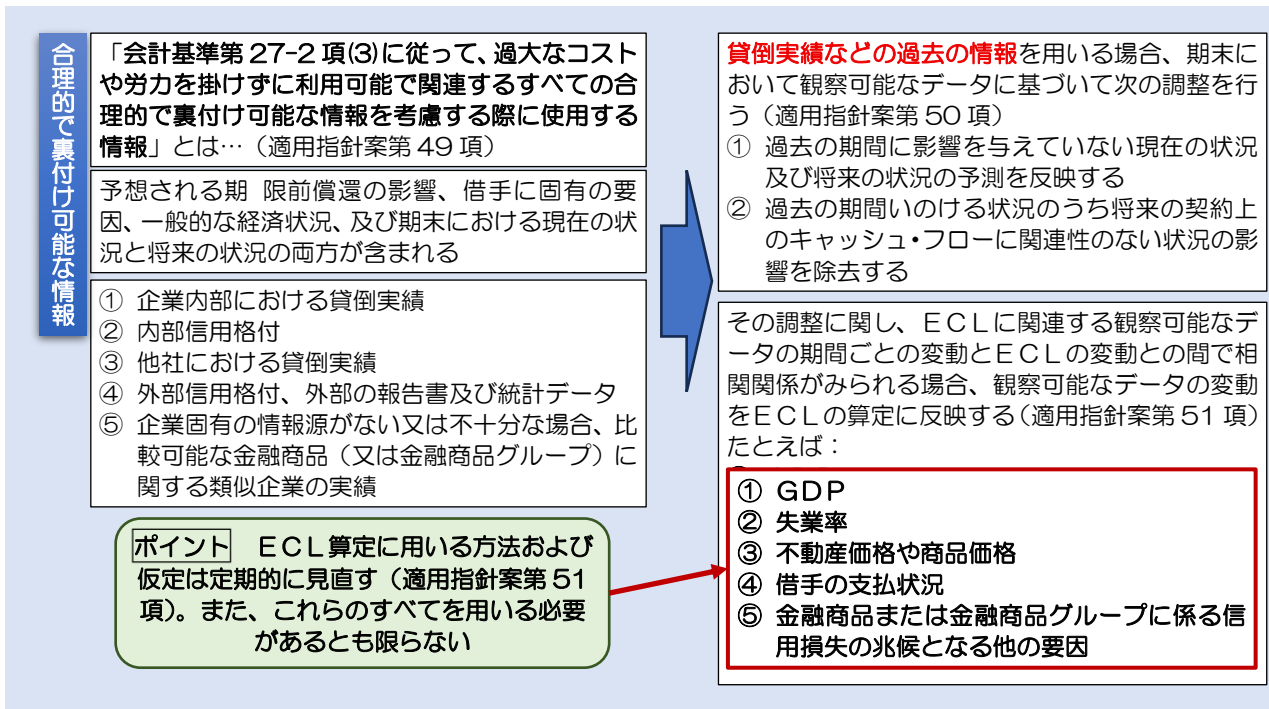
ECLの計算プロセスにおいて求められる貨幣の時間価値の考慮について、適用指針案（第47項～第48項）では「デフォルトが発生すると予測される時点までの期間ではなく、期末までの期間にわたり予想信用損失を割り引く」とされ、割引く際には債権等の発生認識時における実効金利又はその近似値を用いることとされます。



5) 合理的で裏付け可能な情報

ECLの計算プロセスにおいて求められる合理的で裏付け可能な情報として、適用指針案第49項は①企業内部の貸倒実績、②内部信用格付等に加え、外部のさまざまな情報源として、③他社における貸倒実績、④外部信用格付、⑤（企業固有の情報源がない又は不十分な場合）比較可能な金融商品（又は金融商品グループ）に関する類似企業の実績、などが挙げられています。

また、ASBJ説明資料によると、「必ずしもマクロ経済指標を用いる必要はなく、特定の地域経済環境や事業において影響を及ぼす事象や固有の情報などが適切な将来予測情報となる可能性がある」、とも記載されています。



④ 償却原価の概念の変更

一連のECL会計の適用にあたり、償却原価法の概念が整理されました。従来のいわゆる「利息法」「定額法」は「金利差額調整法」に含められ、新たに「実効金利法」の概念が設けられました。

金利差額調整法のうちとくに定額法については継続適用を条件として引き続き適用が認められる項目が多いと考えられます。

⑤ その他の論点（項目のみ）

以上のほか、A S B Jの2025年11月21日付解説資料に記載されている項目のなかで示されている論点としては、つぎのようなものがあります。

1) 適用指針第63～65項の簡素化案

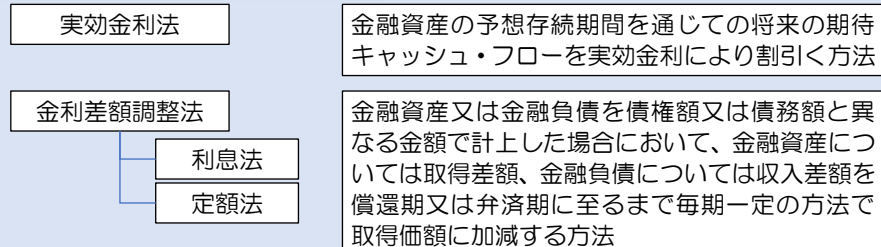
→おもに中小・地域金融機関を念頭に置いた簡素化案

2) 金融商品の実効金利の不可分な一部である手数料

3) いわゆるディストレスの実効金利法

4) 開示

償却原価法（実務指針案第57-2項）



資産の種類別の償却原価法適用方法と実務指針案の該当項

資産の種類	原則的方法	継続適用前提に容認される方法
満期保有目的の債券（70項）	実効金利法における利息法	金利差額調整法における定額法
その他有価証券（債券）（91項）	金利差額調整法における利息法	金利差額調整法における定額法
貸付金 等（105項）	実効金利法における利息法	金利差額調整法における定額法
買入金銭債権 等（105-3項）	実効金利法における利息法	金利差額調整法における定額法

(3) 当社意見

ECL会計基準に対する当社の見解は次の通りです。

ECL会計に関する意見

企業会計基準委員会 御中

2026年2月6日作成
合同会社新宿経済研究所 代表社員社長
公認会計士 岡本 修

時下益々清栄のことと存じます。

当社は東京都内において金融コンサルティングを業としており、大手銀行、地方銀行、第二地方銀行など金融機関を中心に複数の顧客を抱える金融専門の金融規制・金融商品会計に関する業務相談を承っております。

今般は貴委員会が2025年10月29日付で公表した『金融商品に関する会計基準(案)』等に関連するコメントの機会を頂戴しましたこと、深く御礼申し上げます。以下、コメントを送付申し上げますのでご査収のうえご高覧賜りますと幸いです。

① ECL草案について

ASBJが2025年10月29日付で公表した会計基準案等(以下、本稿において「一連のECL草案」と称する)は、「金融危機時以降に改正された国際的な会計基準との整合性を図る」とともに、「わが国の会計基準を高品質なものとする」ということを目的に提案されたものでもあると理解している。

当社としては国際財務報告基準(IFRS)が高品質な会計基準であるとする言説にはまったく同意しないが、それでも少なくとも現行の金融商品会計における貸倒引当金(特に一般引当)の設定において過去の実績率を使用する方法には問題があると考えている。こうした観点からはECL会計の開発自体は望ましいと考え

② ECLの適用範囲

ECLの適用範囲に「債権等」という概念が新たに設けられ、ここに満期保有目的の債券や「貸付金代替性私募債」(貸付金の代替として銀行が引き受けて保有する債券)が付け加えられたが、「分類・測定」などは今回のECL草案の対象外であるため、時価会計が適用される有価証券などもECL会計の適用対象外であると考えられる。こうした概念の整理は基準の適用関係を整理するうえで望ましい。

③ SICR

「信用リスクの著しい増大」(略してSICR)という概念については、特段のコメントはない。

④ ECLの具体的な計算方法

今般の基準、具体的なECLの算定に話が移ってくると、途端に難解になる。肝心の、「では具体的に、ECLはどうやって計算するのか」、という部分に関しては、正直、ガイダンスがいまいとよくわからないからだ。とりわけ実務面において大きな障壁が「確率による加重計算」だ。

これは「一定範囲の生じ得る結果を評価することによって算定される偏りがなく確率加重された金額」とされ、「すべての考え得るシナリオを特定する必要はない」とされ、基本的にはいくつかのシナリオを立て、それらのシナリオにおける信用損失とそれぞれのシナリオの発生確率を予想したうえで、これらを加重平均する、

-2/2-

などの方法が示されている。ただ、その具体的な手法は不明確である。

ここで、ASBJが2025年11月21日(金)に実施した説明会で配布された資料(P29)には、唐突に「失業率と発生確率と信用損失」に関する図表が出てくる。

シナリオ	将来失業率	発生確率	信用損失
A	4%	20%	30
B	5%	50%	70
C	6%	30%	170

(出所) ASBJ説明会資料P29

シナリオごとの信用損失は、シナリオAで30、シナリオBで70、シナリオCで170、それにそれぞれの発生確率(20%、50%、30%)を乗じて合計すれば、ECLは92と求まる、というものだ。

ここでなぜ、唐突に「失業率」というものが出てくるのか。

ASBJの資料作成者に付度して想像すると、これは恐らく、「とある企業はECLを計算するうえでの外部データとして失業率を利用しており、何らかのモデルに失業率というパラメーターを入力すれば信用損失が計算できる」、といった設例なのだと思うが、それにしても説明が不足し過ぎているし、数値もデタラメすぎる。ASBJとしてはこのような説明で一連のECL草案が銀行等金融機関の実務に配慮したものでありECL会計の適用が直ちに可能だと考えているのだろうか?あるいはすべての企業が明日からECLの計算を始めることができるのだろうか?

あくまでも当社の私見で恐縮だが、ECLは過去の貸倒実績率に加え、社内の信用格付や他社の貸倒実績、債務者の開示資料や債務者が属する業種における類似企業のデータ、あるいはマクロ経済指標(GDP、失業率、不動産価格や商品価格、債務者の支払い状況など)を総合的に加味して計算するという手法である——とASBJとしては言いたかったのかもしれない。しかし、残念ながら今回ASBJが提示したECL草案は、これをもって直ちに実務ができるというクオリティのものではない。ECLのモデル構築などを含め、各企業に丸投げしており、ECL会計を適用する個別企業の裁量があまりにも大きいからだ。企業間の比較可能性なども担保できない。

言い換えれば、この会計基準だと、貸倒引当金を計算する個別企業の経理担当者にとっても、それを監査する立場にある外部監査人などにとっても、解釈の余地が大きすぎる。これは世に出せるクオリティの基準ではない。

⑤ IFRSへのコンバージョン

いずれにせよ、現行の一般貸倒引当金の算定においては、過去の貸倒実績率に基づく計算ではなく、何らかの損失額を合理的に見積もるような制度設計については、方向性としては賛成である。

しかし、ASBJ関係者らは、IFRS自体が高品質な会計基準であるとする認識自体が誤っている可能性をしっかりと認識する必要がある。

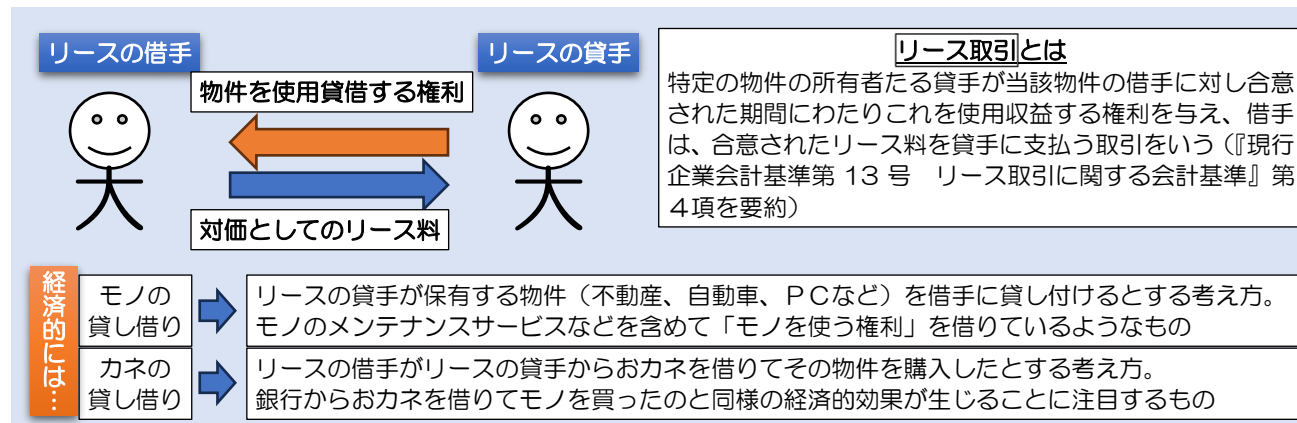
3 最近の話題②リース会計基準

(1) リース取引とは？

① リース取引とその経済的性質

一般にリース取引とは、リースの貸手（物件所有者）がリースの借手に物件を貸し付け、リースの借手（物件利用者）がその対価としてリース料を支払う取引をさします。

この取引は、経済的に見て、「モノの貸借取引」としての性格と、「実質的な資金貸借取引」としての性格の両面を有するといえます（当社私見）。



② 借手はなぜリース取引を利用するのか？

リース取引は経済的に見て、「モノの貸し借りである」という側面と、「カネの貸し借りである」という側面があるといわれます。

では、借り手はなぜリース取引を利用するのでしょうか。

契約形態にも依存するものの、リース会社などの「売り文句」としては、リース取引には一般に①初期投資が不要、②常に最新の設備を使用可能、③金融機関からの借入枠を温存可能、④金利変動リスクの回避、⑤資産保有に伴う管理コストの圧縮、といったメリットがあると説明されることが多いようです。

「リースのメリット」に関するリース会社の説明の例

三井住友ファイナンス&リース株式会社 様ウェブサイトの説明などを参考に作成

多額の初期投資が不要！

月々のリース料の支払いだけで固定資産が利用できるため、その固定資産を利用するうえで最初に多額の現金を用意する必要がない

最新の設備が使える！

陳腐化が激しい業界などの場合、リース期間を法定耐用年数などに短く設定すれば、その時点の最新設備を使用することもでき、減価償却と比べ早期の費用化も可能

金融機関の借入枠温存

金融機関から資金を借りるわけではないため、取引先金融機関からの借入枠については温存することができる

金利変動リスクの回避

変動金利型の借入を調達するわけではないため、設備投資を行うにあたって（契約条件次第では）金利変動リスクを気にする必要がない

資産保有管理コスト

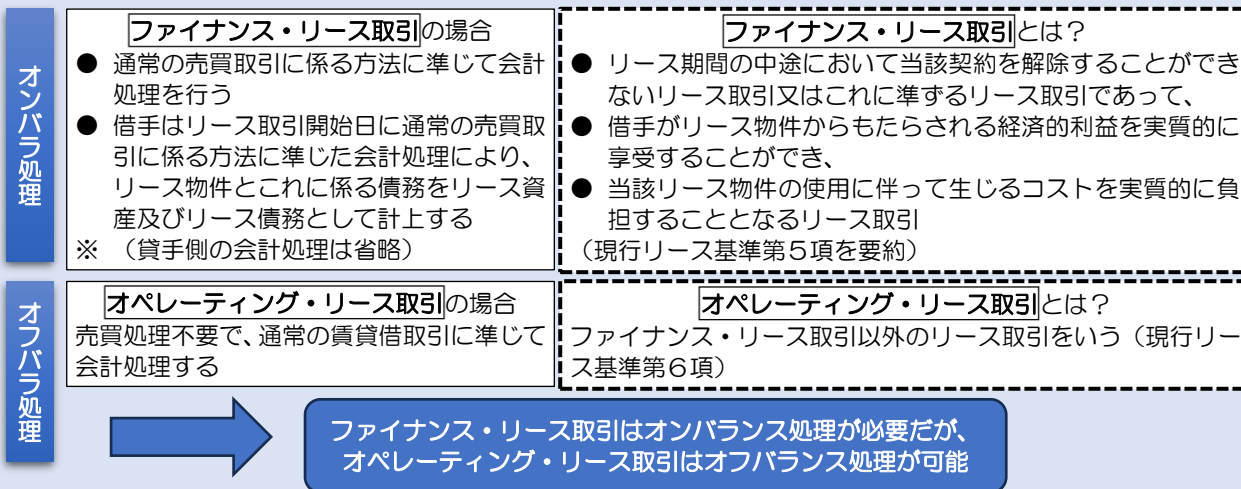
償却資産税の申告や損害保険契約の締結といった設備投資に伴う諸々の事務負担を回避することが可能であることが多い

※ ただし、上記はあくまでも一部リース会社が自社ウェブサイト等においておこなっているメリットの説明の一例であり、当社としてリース取引の利用を勧奨する目的で掲載しているものではありません。

③ 従来の会計基準

リース取引は、従来は『企業会計基準第 13 号 リース取引に関する会計基準』や関連する適用指針等に規定が設けられていました。

これらの基準では、いわゆるファイナンス・リース取引に関しては、所有権が移転するかどうかを問わず、「通常の売買取引に準じた会計処理」（俗にいうオンバランス処理）が求められる一方、オペレーティング・リース取引などについては通常の賃貸借に準じた処理（資産・負債計上が求められない、いわゆるオフバランス処理の特例）が設けられていました。



④ 不動産に係るリース取引の取扱いオペレーティング・リースとは？

オペレーティング・リースとは、一般に、リース期間満了時の残存価額（残価）をリース会社が査定し、物件の元本部分から残価を差し引いて、リース料を算出するリース取引をいうとされます。

また、土地など不動産に係るリース取引についても、現行の『リース取引に関する会計基準の適用指針』においては、オペレーティング・リースに該当するかどうかを判定することとされます（同第 19 項。ただし、土地は一定の例外を除きオペレーティング・リースに該当するものと推定がかかります）。

オペレーティング・リースとは？

リース期間満了時の残存価額（残価）を当社が査定し、物件の元本部分から残価を差し引いてリース料を算出するリース取引です。お客さまのご希望に応じたリース期間の設定が可能のため、「生産ラインの合理化をはかりたい」、「受注に応じて機動的に設備導入したい」などの、お客さまの多彩なニーズにお応えします。オペレーティング・リースで取り扱う産業工作機械はマシニングセンタ、NC 旋盤、フライス盤、射出成形機など多岐にわたります。

オペレーティング・リースは主に設備導入手段、または設備等商品の販売促進手段の一つで、賃貸借やリースという一般的な概念の中で主に以下の特徴をそなえたものです。

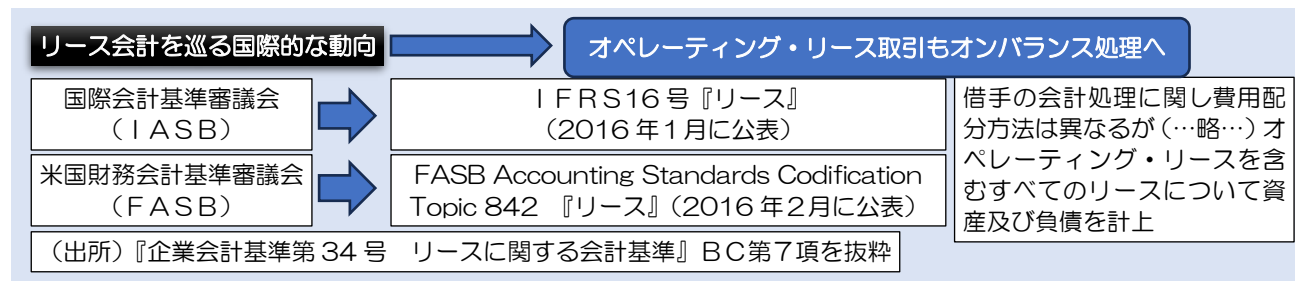
①契約の対象物は貸主が残存価額を見積る＜中略＞②ノンフルペイアウト＜中略＞③オフバランス＜中略＞
 （みずほ東芝リース株式会社様ウェブサイト）

不動産に係るリース取引の取扱い 企業会計基準適用指針第 16 号『リース取引に関する会計基準の適用指針』

- 不動産のリース取引についてもファイナンス・リース、オペレーティング・リースのいずれに該当するかを判定することが必要（同第 19 項）
- ただし、土地については一定の例外を除き、オペレーティング・リースに該当するものと推定する（同第 19 項ただし書き）

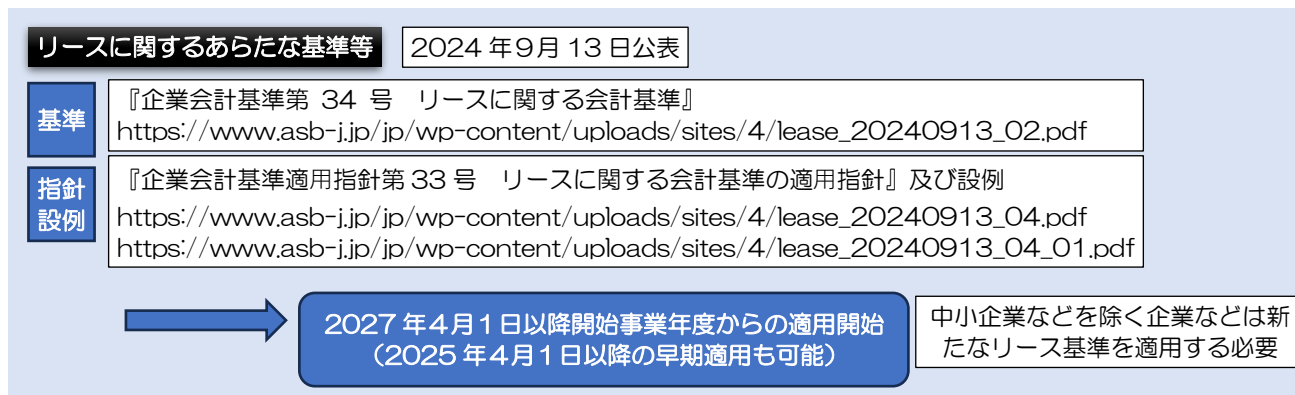
⑤ リース基準の国際的動向

A S B Jによると、2016 年1月と2月に国際会計基準審議会（I A S B）と米国財務会計基準審議会（F A S B）が相次いでリース会計に関する基準を公表。（一定の例外などを除き）オペレーティング・リースを含むすべてのリース取引のオンバランス処理が求められることとなったとされています。



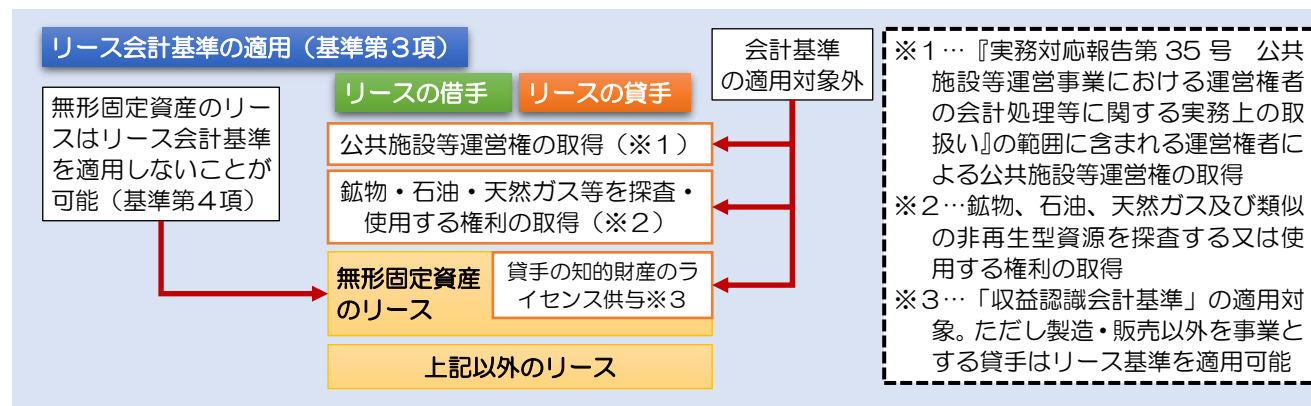
⑥ 新たなリース会計基準等

リース会計を巡る国際的な動向を受け、A S B Jは2024年9月13日付で、リースに関する新たな会計基準を公表しました。基本的に国際的な会計基準の動向と平仄を合わせるなどを目的としたもので（当社私見）、2027年4月以降開始する連結会計年度および事業年度の期首から適用され、25年4月以降の早期適用も可能とされています。



⑦ リース会計基準の適用範囲

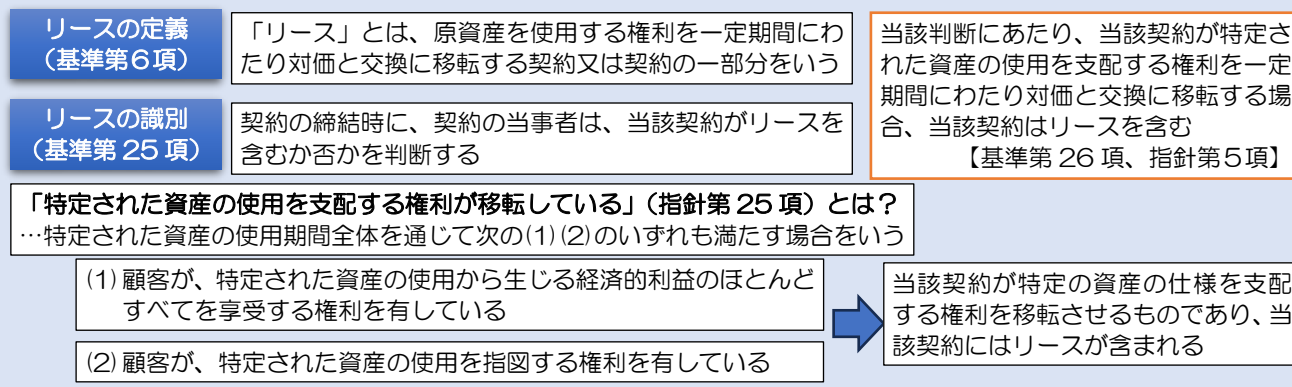
リース会計基準は「公共施設等運営事業」、「貸手による知的財産権のライセンスの供与」、「鉱物、石油、天然ガス等の権利の取得」を除くリース取引に適用されます（基準第3項）。ただし、リース取引のうち無形固定資産のリースには適用しないことができません（基準第4項）。



(2) 具体的な適用方法

① リースの定義と識別

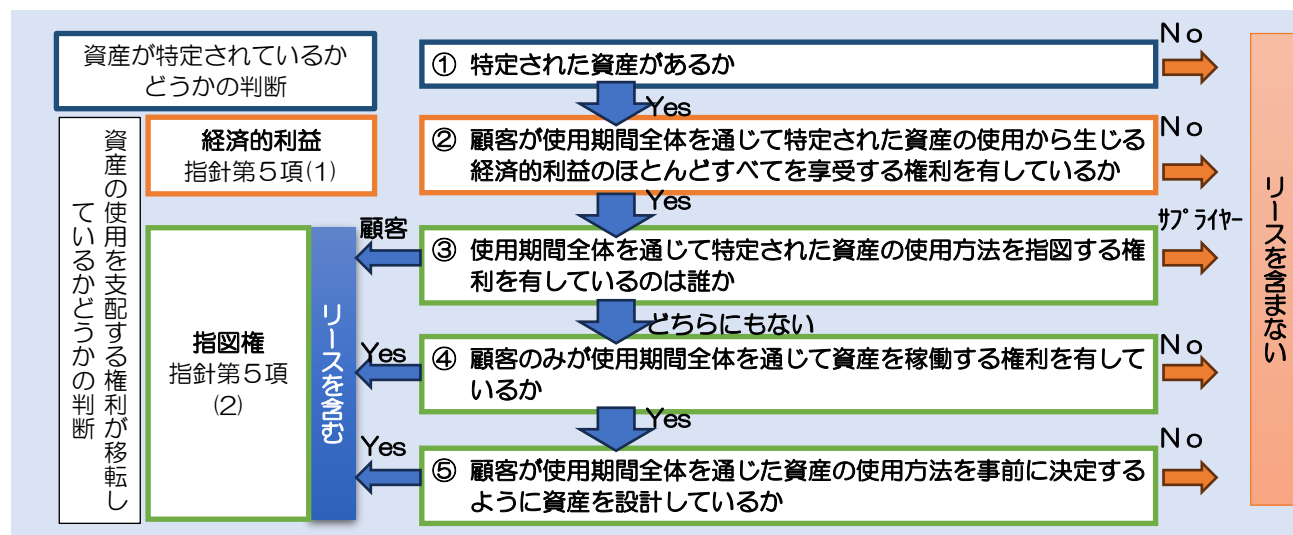
基準においてリースとは「原資産を使用する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する契約又は契約の一部をいう」とされ、具体的には契約期間を通じて借手が①経済的利益のほとんどすべてを享受する権利を有していること、②特定された資産の使用を指図する権利を有していること、という2つの要件のいずれをも満たす場合に、その契約にはリースが含まれると判断されます。



② リースの識別のフローチャート

適用指針【設例1】にはリースの識別の判断のフローチャートが掲載されていますが、これを簡略化すると右図の通りです。

これによるとまず「資産が特定されているかどうか」を判断し、続いて「資産の使用を支配する権利が移転しているかどうかの判断」として、まずは経済的利益を誰が享受するか、続いてその指図権をどちらが行使し得るか、などを判定し、最終的にその契約にリースが含まれるかどうかを決定することとされています。



③ 資産の特定に該当しないケース

1) 小売区画等の例外

ある契約がリースに該当するかどうかを判断するにあたって、「資産が特定されているかどうか」は、通常は契約に明記されているかどうかによりますが、例外的に、契約に明記されている場合でも、俗にいう「入替権」などが設けられているときには、「特定された資産」に該当しないことがあります（適用指針第6項）。

資産が特定されているかどうかの判断（指針第6項）

- 資産は、通常は契約に明記されることにより特定される
→ 次の(1)及び(2)のいずれも満たすとき、当該資産は「特定された資産」に該当しない

俗に「入替権」

- (1) サプライヤーが使用期間全体を通じて当該資産を他の資産に代替する実質上の能力を有している
- (2) サプライヤーにおいて、当該資産を他の資産に代替することからもたらされる経済的利益が、代替することから生じるコストを上回ると見込まれるため、当該資産を代替する権利の行使によりサプライヤーが経済的利益を享受する

(1) 及び (2) の **いずれも満たすとき**には、サプライヤーが当該資産を代替する実質的な権利を有しており、当該資産は特定された資産に該当しない

※ 適用指針【設例3】に示されている「小売区画」（空港の待合室の売店など）がその典型例

2) 資産が稼働能力の一部である場合

顧客が使用することができる資産が物理的に別個のものではなく、資産の稼働能力の一部である場合には、当該資産の稼働能力部分は特定された資産に該当しないとされます（適用指針第7項）。

ただし、当該資産の稼働能力の大部分をその顧客が使用可能であるなどの場合は、「特定された資産」に該当することがあります。

資産が物理的に別個のものではなく、資産の稼働能力の一部である場合（指針第7項）

- 顧客が使用することができる資産が物理的に別個のものではなく、資産の稼働能力の一部である場合には、当該資産の稼働能力部分は特定された資産に該当しない
→ ただし、顧客が使用することができる資産の稼働能力が、当該資産の稼働能力のほとんどすべてであることにより、顧客が当該資産の使用から生じる経済的利益のほとんどすべてを享受する権利を有している場合は、当該資産の稼働能力部分は特定された資産に該当する



適用指針【設例4】

顧客A社は貯蔵タンクにガスを貯蔵する契約をB社と締結した。貯蔵タンク内は物理的に仕切られていない

A社が使えるのはタンクの70%相当 等の場合【設例4-1】

→ A社が使用可能な資産は稼働能力の一部であるため「特定された資産」に該当しない

A社はタンクの99.9%まで使用可能 等の場合【設例4-2】

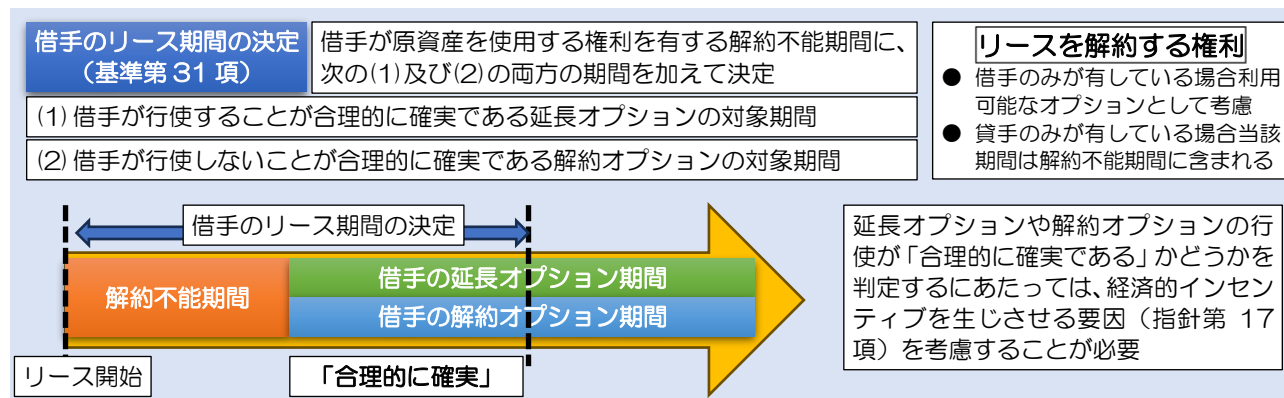
→ A社にとって当該タンクが「特定された資産」に該当する

④ 借手のリース期間

1) 借手のリース期間の決定

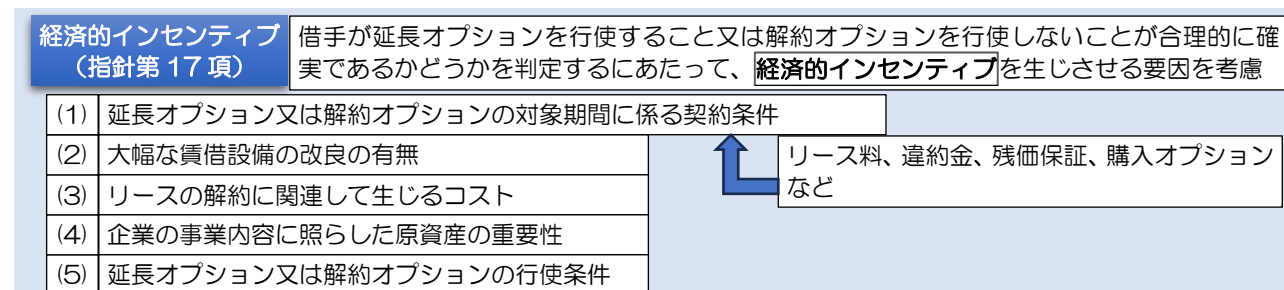
借手のリース期間とは、借手が原資産を使用する権利を有する解約不能期間に、「延長オプション」、「解約オプション」の両方を加えた期間をいうとされています（基準第15項）。

その際、これらのオプションについては、「延長オプションの行使」、「解約オプションの不行使」が「合理的に確実」であることが必要です。



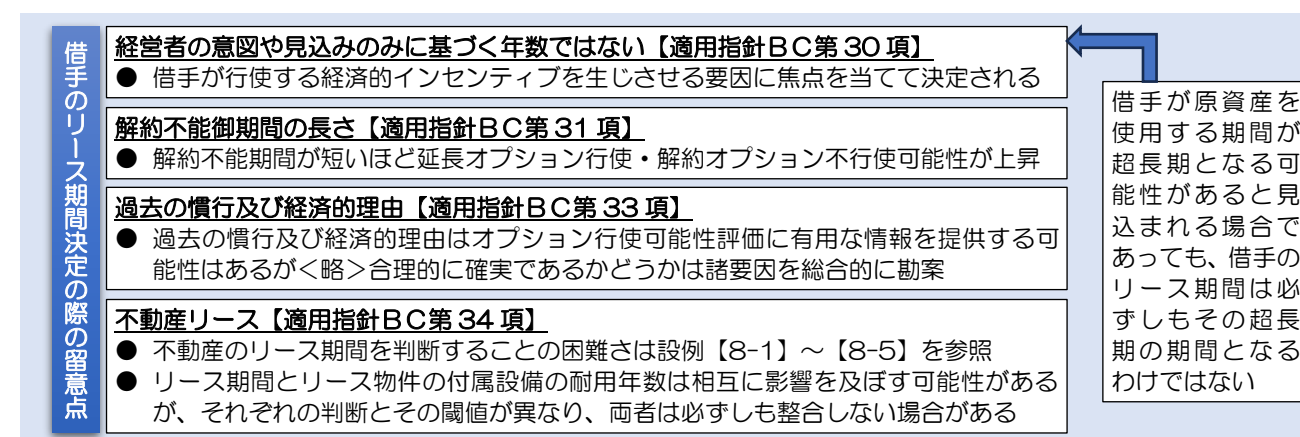
2) 「合理的に確実」の判定

延長オプションの行使、解約オプションの不行使が「合理的に確実」といえるかどうかについては、借手側は適用指針第17項に示された(1)～(5)のような経済的インセンティブを生じさせる要因を考慮する必要があるとされています。



3) その他の考慮要因

リース期間の判断に当たってのその他の留意点としては、適用指針BC第30項以降に記載がなされており、とくに不動産のリース期間については「リース期間の判断の困難さ」を踏まえ、具体的にはそれらを設例により示す、などとしています。



⑤ 実務指針【設例8】で見る具体的判断

	設例8-2	設例8-3	設例8-4	設例8-5
延長・解約オプション	● 契約期間1年（解約不可） ● 1年経過後は市場レートで更新可能 ● 延長オプション行使条件なし	設例8-2とまったく同様	A社が店舗用の土地を借りる ● 契約期間40年 ● A社は6ヵ月前までに通知すれば解約可能	A社がオフィスを借りる ● 契約期間は5年（解約不能） ● 5年経過後市場レートで更新可能 ● 延長オプション行使条件なし
その他の前提条件	● リース開始時に重要な建物付属設備を設置（使用可能期間は10年） ● おおむね5年で建物付属設備の一部の入替に伴う除却・追加コスト ● 戦略的重要店舗ではなく損益状況で撤退もあり得る	設例8-2と異なる点… ● 戦略上に重要な店舗 ● 他店舗より多額の投資を実施 ● 10年目以降も事業を継続する場合、改めて重要な建物付属設備の設置が必要 ● 立地はA社にとって重要 ● 店舗損益のみで撤退判断せず	● 建物の物理的使用可能期間20年 ● 20年後に建て替える場合は同程度の費用が必要 ● A社における同一事業の平均賃借期間は25年 ● 事業は少なくとも10年継続することとしつつ、収益状況次第では残り10年転貸する可能性もある	● 重要な建物付属設備の設置は行わない ● オフィスの立地は事業に適しているものの、他に代替する場所を探すことも可能 ● A社は過去に他の立地において10年間オフィスを借りていた経験を有している
延長オプション又は解約オプションの対象期間に係る契約条件	考慮すべき点は特になし	考慮すべき点は特になし	考慮すべき点は特になし	考慮すべき点は特になし
大幅な賃借設備の改良の有無	延長する経済的インセンティブあり	延長する経済的インセンティブあり	20年目までは解約しない経済的インセンティブあり	考慮すべき点は特になし
リースの解約に関連して生じるコスト	損益状況によってはリニューアルしてまで延長しない可能性	損益状況によってはリニューアルしてまで延長しない可能性	20年目までは解約しない経済的インセンティブあり	考慮すべき点は特になし
企業の事業内容に照らした原資産の重要性	重要性は必ずしも高くない	原資産の重要性は高い	重要性は必ずしも高くない	重要性は必ずしも高くない
延長オプション又は解約オプションの行使条件	考慮すべき点は特になし	損益状況によってはリニューアルしてまで延長しない可能性	考慮すべき点は特になし	考慮すべき点は特になし
A社のシナリオ	延長オプションを行使する可能性について①5年経過時点、②10年経過時点を検討。①については重要な設備がまだ使用可能であり延長する経済インセンティブあり、②についてはインセンティブなし。 →よってリース期間は5年	延長オプションを行使する可能性について①5年経過時点、②10年経過時点、③20年経過時点を検討。①、②については可能性が高いと判断したが③は全面的な建物付属設備再設置を行って延長オプション行使するかは状況次第 →よってリース期間は10年	解約オプションを①20年目まで行使しない、②20年目以降も行使しない、という2つのシナリオについて検討した結果、①の可能性が高いと判断した。よって、リース期間は20年	A社は過去にオフィスを10年間賃借していた経験も将来の見積りに焦点を当てると経済的インセンティブを生じさせる要因として考慮すべきものが特にないため、A社が解約不能期間である5年を超えてリース延長オプションを行使する可能性は合理的に確実より低いと判断。よってリース期間は5年
リース期間	5年	10年	20年	5年

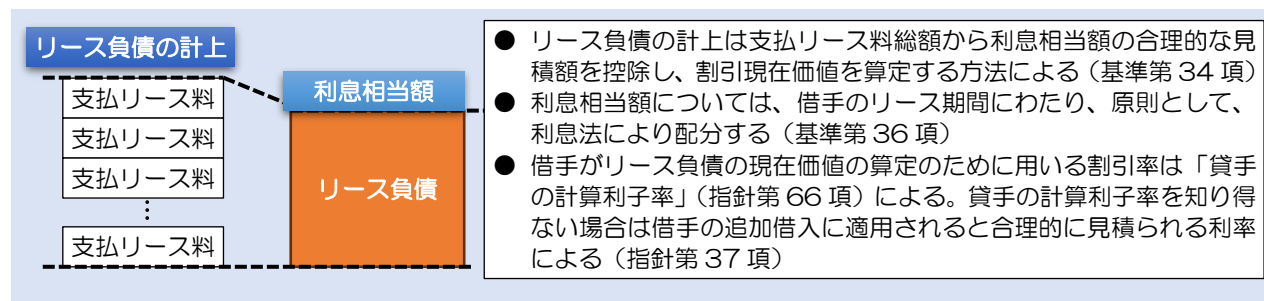
(3) 借手から見た「オンバランス処理」

① リース負債

1) リース負債の計上方法

借手側のリース取引においては、まずは支払リース料の総額から利息相当額の合理的な見積額を控除し、割引現在価値を算定する方法によりリース負債を計上。利息相当額の合理的な見積額は原則として利息法に配分する方法によります。

たとえば、リース料の支払いが年1回（3月31日）であり、年間リース料が1,000,000、適用する毎年の利率が2%、リース期間が5年間だった場合は、5年間の支払リース料総額は5,000,000ですが、当初負債元本は4,713,460と計算できます。

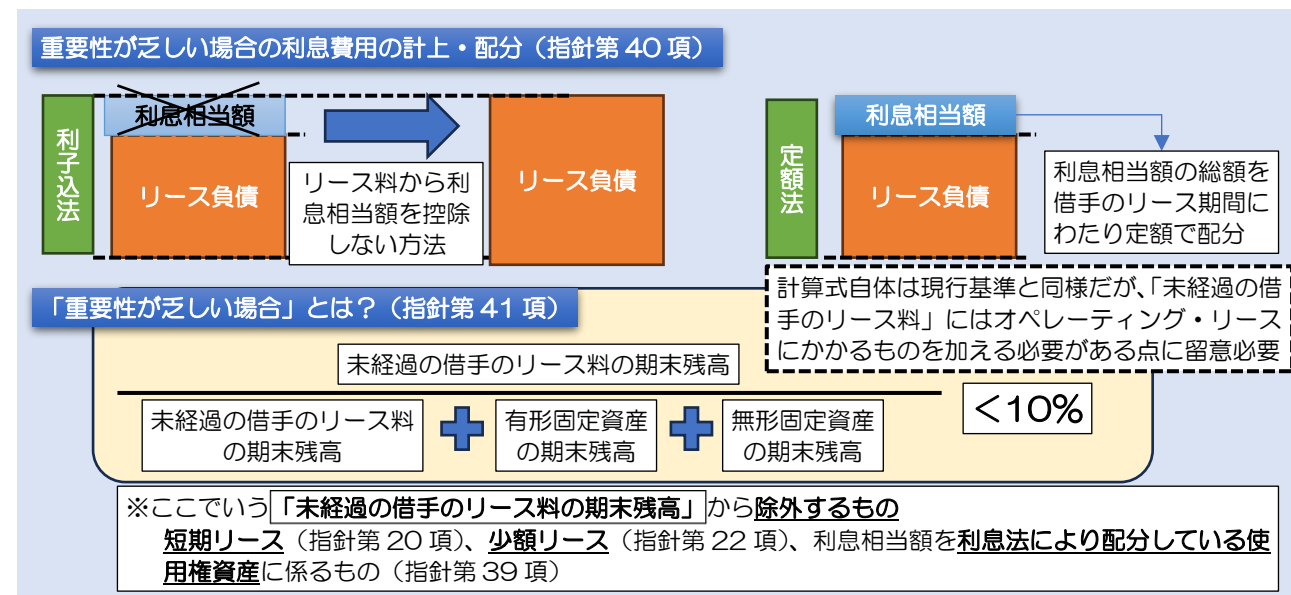


時点	支払リース料	負債元本	元本弁済額	利息相当額	利率
1年目	1,000,000	4,713,460	905,731	94,269	2%
2年目	1,000,000	3,807,729	923,845	76,155	2%
3年目	1,000,000	2,883,883	942,322	57,678	2%
4年目	1,000,000	1,941,561	961,169	38,831	2%
5年目	1,000,000	980,392	980,392	19,608	2%
合計	5,000,000	—	4,713,460	286,540	

2) 利息費用の配分方法

利息費用については原則として「利息法」により配分することとされています（基準第36項）、重要性が乏しい場合は借手のリース料から利息相当額を控除しない方法（いわゆる利子込法、適用指針第40項(1)）、利息相当額の総額を借手のリース期間にわたって定額で配分する方法（いわゆる定額法、適用指針第40項(2)）の適用が認められます。

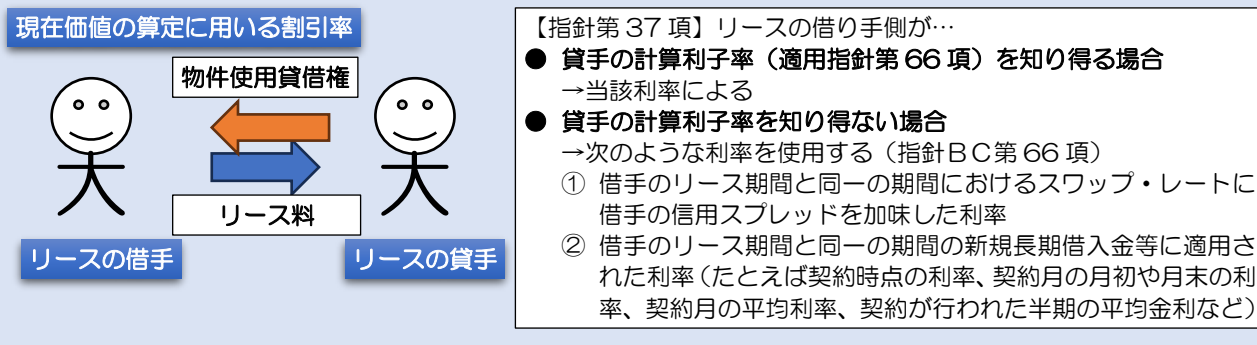
その際、重要性の判定は現行基準と同様、未経過のリース料の期末残高全体などに照らして判断することとされています（適用指針第41項）。



② 現在価値の算定に用いる割引率とは？

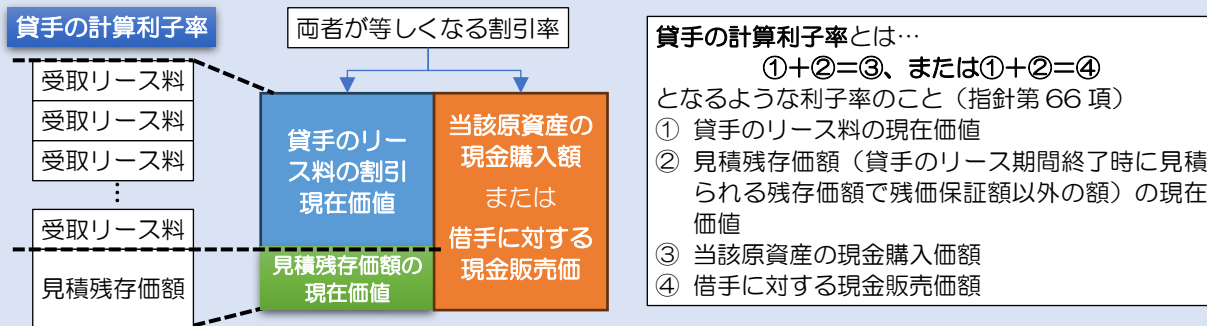
1) 借手が使用する割引率

リース負債の計上額を算出するにあたって、割引率は貸手の計算利率（適用指針第 66 項）を借手が知り得る場合とそれ以外の場合で異なります。借手が貸手の計算利率を知り得る場合はその利率を使用しますが（適用指針第 37 項）、それを知り得ない場合は借手の信用力に応じた適切な利率を見積もることが必要です（適用指針 B C 第 66 項）。



2) 貸手の計算利率

貸手側の計算利率は、貸手にとっての①リース料の現在価値、②見積り残存価格の現在価値の合計額（つまり①+②）が、原資産の現金購入価格（③）または借手に対する現金販売価額（④）と等しくなるような利率をいう（適用指針第 66 項）とされています。つまり①+②=③、または①+②=④を成立させる割引率です。



たとえば、リース料の受取が年 1 回（3 月 31 日）、年間リース料が 1,000,000、適用する毎年の利率が 2 %、当該資産の販売額が 4,800,000、見積残存価額がゼロ、リース期間が 5 年間だった場合、5 年間の受取リース料総額は 5,000,000 ですが、「貸手の計算利率」は 1.376%と求まります（貸手は 4,800,000 の物件を利率 1.376%で貸している計算）。

時点	受取リース料	リース債権	元本弁済額	利息相当額	貸手の計算利率
1 年目	1,000,000	4,800,000	933,935	66,065	1.376%
2 年目	1,000,000	3,866,065	946,790	53,210	1.376%
3 年目	1,000,000	2,919,275	959,821	40,179	1.376%
4 年目	1,000,000	1,959,454	973,031	26,969	1.376%
5 年目	1,000,000	986,423	986,423	13,577	1.376%
合計	5,000,000	—	4,800,000	—	

③ 使用権資産

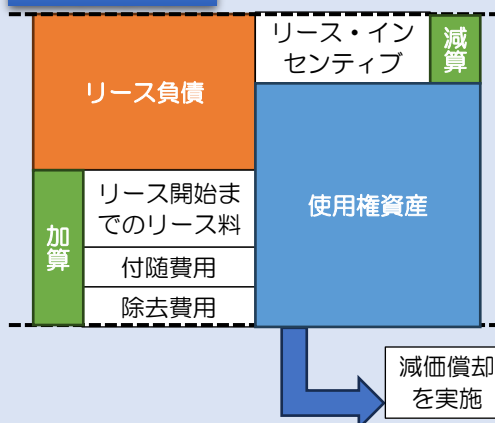
1) 使用権資産の計上

借手はリース負債を計上すると、続いてそのリース負債に次の項目を加減して「使用権資産」を計上します。

- (＋) リース開始日までに支払った借手のリース料
- (＋) 付随費用
- (＋) 資産除去債務に対応する除去費用
- (▲) 受け取ったリース・インセンティブ

このようにして計上された使用権資産は固定資産として計上され、減価償却費は所有権移転型の場合には自ら所有していた場合と同一の方法で、所有権移転外の場合はリース期間を耐用年数とし残存価額ゼロで、それぞれ計上することとされます。

使用権資産の計上



- 当該リース負債にリース開始日までに支払った借手のリース料、付随費用及び資産除去債務に対応する除去費用を加算し、受け取ったリース・インセンティブを控除した額により使用権資産を計上する（基準第 33 項）

- 所有権移転型リース取引の減価償却費は原資産を自ら所有していたと仮定した場合に適用する減価償却方法と同一の方法により算定する（基準第 37 項）
- 所有権移転外リース取引の減価償却費は企業の実態に応じたものを選択適用した方法により算定し、原則として、借手のリース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする（基準第 38 項）

借手は 4,713,460 を利率 2% で借り入れ、金額 X の使用権資産を購入したとみなす

2) 借地権の設定に係る権利金等

借地権の設定に係る権利金等（適用指針第 4 項 (9)）については、原則として使用権資産の取得価額に含め、借手のリース期間にわたり減価償却を行うことが必要とされます（適用指針第 27 項）。ただし、旧借地権と普通借地権については一定のケースにおいて償却しない取扱いも認められます。

借地権の設定に係る権利金等（指針第 27 項）

借地権の設定において借地権者である借手が借地権設定者である貸手に支払った権利金、及び借手と貸手との間で借地契約を締結するにあたり当該貸手が第三者と借地契約を締結していた場合に、当該借手が当該第三者に対して支払う借地権の譲渡対価【指針第 4 項 (9)】

原則規定		容認規定	
旧借地権	使用権資産の取得価額に含め、借手のリース期間を耐用年数とし、減価償却を行う	本指針適用前に非償却処理を適用していた場合はその継続が可能。また、本指針適用前にこれらが計上されていなかった場合、新規計上分についても非償却選択可能	
普通借地権			
定期借地権			
		(例外なし)	

A 適用指針第 27 項 (9) の注	原則	借手のリース期間にわたり減価償却
	例外	非償却とする（以下の取扱い）
	適用初年度前の会計方針	
	新基準で取り得る会計方針	
	権利金等を計上し、非償却としている	過去分＋新規計上分を非償却
		過去分のみ非償却
	権利金等を計上していない	新規計上分のみ非償却

注 適用初年度の期首に権利金等を計上しており、かつ、減価償却を行っている場合、減価償却を行う会計処理を継続することになると考えられる

3) 使用権資産の償却

リース取引について使用権資産を計上した場合には、当該使用権資産については償却が必要とされます。その方法は、原資産の所有権が借手に移転するかどうかにより異なり、所有権移転リースについては資産を自ら所有していたと仮定した場合に適用するのと同じの方法とし、それ以外の場合は企業の実態に応じたものを選択適用する、などとしています。

使用権資産 の償却方法	所有権移転（基準第 37 項）	所有権移転外（基準第 38 項）
	※ 契約上の諸条件に照らして原資産の所有権が借手に移転すると認められるリース	※ 所有権が移転すると認められるリース以外のリース
減価償却の 計上方法	資産を自ら所有していたと仮定した場合に適用する減価償却方法と同一の方法	定額法等の減価償却方法の中から企業の実態に応じたものを選択適用した方法
耐用年数	経済的使用可能予測期間	借手のリース期間
残存価額	合理的な見積額	ゼロ

④ 借手のリース料

1) 借手のリース料の定義と構成

借手のリース料とは「借手が借手のリース期間中に原資産を使用する権利に関して行う貸手に対する支払」と定義され、具体的には①固定リース料、②変動リース料、③残価保証による支払見込額、④購入オプションの行使価格（※行使が合理的に確実である場合）、⑤リース期間に借手による解約オプション行使が反映されている場合の違約金支払額、の5項目で構成されます。

借手のリース料	借手が借手のリース期間中に原資産を使用する権利に関して行う貸手に対する支払であり、次の①～⑤で構成される（基準第 19 項・第 35 項）
	① 借手の固定リース料
	② 指数又はレートに応じて決まる借手の変動リース料
	③ 残価保証に係る借手による支払見込額
	④ 借手が行使することが合理的に確実である購入オプションの行使価額
	⑤ リースの解約に対する違約金の借手による支払額

留意点（※ASBJセミナー等の説明）

- ※ ③については現行基準においても残価保証額はリース債務の計算に含められるが、新基準では支払見込額のみを含めている
- ※ ④については現行基準の割安購入選択権と類似する取扱い
- ※ ⑤については借手のリース期間に借手による解約オプションの行使を反映している場合

2) 変動リース料と会計処理

適用指針第 24 項～第 26 項等によれば、「指数又はレートに応じて決まる借手の変動リース料」については、（不動産賃料などのように）市場における賃料変動を反映するように当事者の協議をもって見直されることが契約条件で定められているものが含まれ、原則、リース開始日の指数またはレートに基づきリース料を算定することとされています。

指数又はレートに応じて決まる借手の変動リース料

- 市場における賃料の変動を反映するように当事者間の協議をもって見直されることが契約条件で定められているリース料が含まれる（指針第 24 項：なお、ASBJ の例示によれば不動産の賃料などがこれに相当する）
- リース開始日には借手のリース期間にわたりリース開始日現在の指数又はレートに基づきリース料を算定（指針第 25 項）
- ただし、合理的な根拠をもって当該指数又はレートの将来の変動を見積ることができる場合、リース料が参照する当該指数又はレートの将来の変動を見積り、リース料・リース負債を算定できる（※リースごとにリース開始日に選択可能）（適用指針第 26 項）

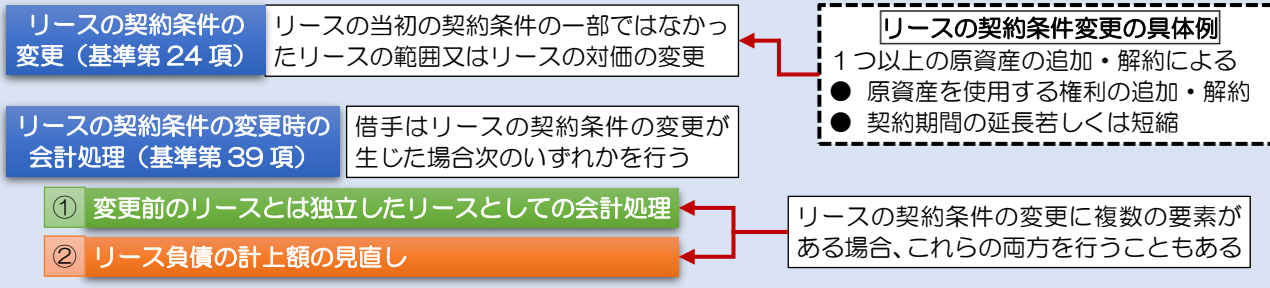
ASBJ 説明資料（P46）やセミナーによると次のものは借手のリース料に含めない

- 原資産から得られる借手の業績に連動する変動リース料（たとえば家賃のうち売上高に連動する部分）
- 原資産の使用に連動する変動リース料（たとえば使用量が一定以上の場合に支払う追加コストなど）

⑤ 資産負債計上後の会計処理

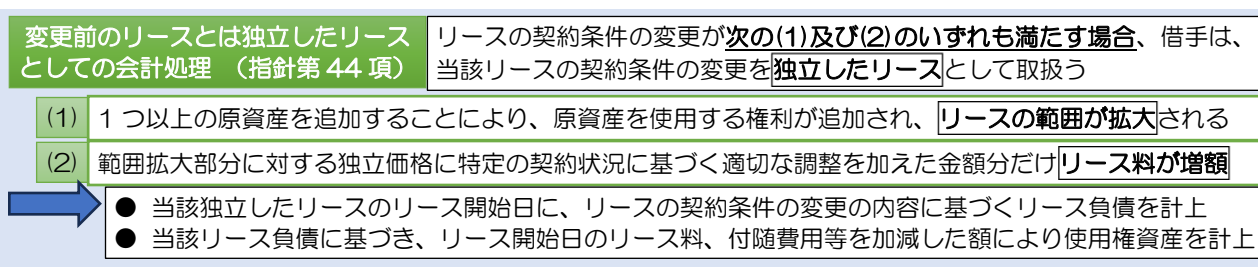
1) リースの契約条件の変更

リースの契約条件の変更が生じた場合、借手は変更前の独立したリースとして会計処理するか、リース負債の計上額を見直すか、そのいずれかを実施します（基準第 39 項）。



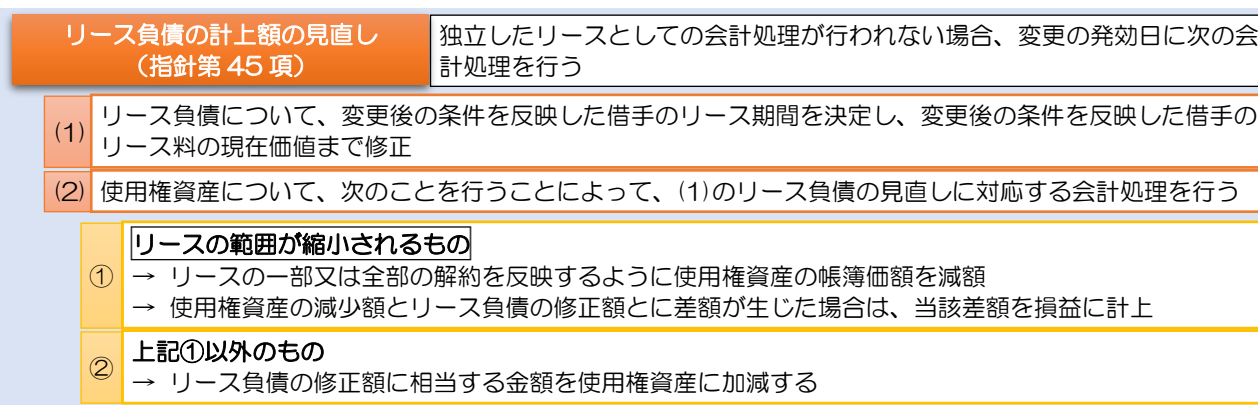
2) 独立したリースとしての会計処理

リースの契約条件の変更が生じた場合、適用指針第 44 項の 2 つの要件を満たしたときには、変更前のリースとは独立したリースとして会計処理を行う必要があるとされています。



3) リース契約条件変更の会計処理

リースの契約条件の変更が生じたものの、独立したリースとしての会計処理が行われない場合は、リース負債の金額の修正が求められますが、資産側の会計処理などはリースの範囲が縮小されるかどうかにより会計処理が異なります。



4) 契約条件変更を伴わないリース負債の見直し

借手は、リースの契約条件の変更が生じていない場合であっても、リース期間に変更がある場合やリース料に変更がある場合などには、リース負債の計上額の見直しを行う必要があります（基準第40項）。

リースの契約条件の変更を伴わないリース負債の見直し（基準第40項）

借手はリースの契約条件の変更が生じておらず、次のいずれかに該当する際リース負債の計上額の見直しを行う

- ① 借手のリース期間に変更がある場合
- ② 借手のリース期間に変更がなく借手のリース料に変更がある場合

5) 借手のリース期間に変更がある場合

契約条件変更を伴わない場合であっても、たと

えば①リース期間の変更を行うべき**重要な**事象または状況が出現した場合や②延長オプションの行使等により借手の解約不能期間に変更が生じた結果、借手のリース期間を変更しなければならないときは、リース期間の変更とリース負債の計上額の見直しを行うこととされています。

借手のリース期間に変更がある場合

重要な事象または状況の出現（基準第41項）

延長オプションの行使等（基準第42項）

基準
第41項

リースの契約条件の変更が生じていない場合で右の①、②のいずれも満たす**重要な事象**又は**重要な状況**が生じたとき、延長オプションを行使すること又は解約オプションを行使しないことが合理的に確実であるかどうかについて見直し、借手のリース期間を変更し、リース負債の計上額の見直しを行う

① 借手の統制下にあること

② 延長オプションを行使すること又は解約オプションを行使しないことが合理的に確実であるかどうかの借手の決定に影響を与えること

基準
第42項

リースの契約条件の変更が生じていない場合で、延長オプションの行使等により借手の解約不能期間に変更が生じた結果、**借手のリース期間を変更するとき**には、リース負債の計上額の見直しを行う

6) 借手のリース料に変更がある場合

借手のリース期間に変更がなく、借手のリース料に変更がある場合も、リース負債の見直し等が必要であり、その典型例として、適用指針第47項では次の3項目を挙げています。

- ① 原資産を購入するオプションの行使についての判定に変更がある場合
- ② 残価保証に基づく支払見込額に変動がある場合
- ③ 指数又はレートに応じて決まる借手の変動リース料に変動がある場合

なお、このうちの③については適用指針第48項及び第49項に追加での説明が記載されています。

借手のリース期間に変更がなく借手のリース料に変更がある場合（指針第47項）

原資産を購入するオプションの行使についての判定に変更がある場合

残価保証に基づく支払見込額に変動がある場合

指数又はレートに応じて決まる借手の変動リース料に変動がある場合

上記のうち「指数又はレートに応じて決まる借手の変動リース料」について（指針第48項、第49項）

指数又はレートに応じて決まる借手の変動リース料（指針第48項）

当該指数又はレートが変動したことにより今後支払うリース料に変動が生じたときにのみ、残りの借手のリース期間におけるリース料、リース負債、使用権資産を修正する

指針第26項に従い、参照する指数・レートの将来変動を見積り、リース料及びリース負債を算定している場合（指針第49項）

決算日ごとに参照する指数又はレートの将来の変動を見積り、当該見積られた指数又はレートに基づきリース料及びリース負債、使用権資産を修正する

⑥ 短期リース・少額リースの例外

1) 例外的取扱い

リースのうち、短期リース、少額リースに該当する場合は、借手は使用権資産とリース負債を計上せず、リース料を費用処理することができる（適用指針第20項、第22項）。

2) 短期リース

短期リースとは、借手のリース期間が12カ月以内であり、購入オプションを含まないリースをいうとされ、このような場合はいわゆるオンバランス処理ではなく、リース料の費用計上の会計処理によることが可能とされます（適用指針第20項）。

3) 少額リース

少額リースについては、「(1)重要性が乏しい減価償却費資産について購入時に費用処理する方法が差使用されている場合」、「(2)①300万円基準」、「(2)②新品時の価値が5千ドル以下程度」、という3つの基準が設けられ、このうち(1)と(2)①、または(1)と(2)②の同時適用が可能です（適用指針第22項等）。

短期リース・少額リースの例外的取扱い

- 短期リース（指針第20項）
- 少額リース（指針第22項）

使用権資産・リース負債の計上（いわゆるオンバランス処理）をせず、借手のリース料を借手のリース期間にわたって原則として定額法により費用として計上することができる

短期リース

リース開始日において、借手のリース期間が12カ月以内であり、購入オプションを含まないリースをいう（指針第4項(3)）

- 借手は短期リースについてリース開始日に使用権資産及びリース負債を計上しないことができる
- 借手のリース料を借手のリース期間にわたって原則として定額法により費用として計上する

借手は、この取扱いについて、対応する原資産を自ら所有していたと仮定した場合に貸借対照表において表示するであろう科目ごと又は性質及び企業の営業における用途が類似する原資産のグループごとに適用するか否かを選択することができる

借手のリース期間に変更があり、延長期間が12カ月以内の場合（指針第50項）…次の2つの選択が可能

- ① 変更後のリースについて短期リースとして取り扱う方法
 - ② リース期間の変更時点から変更後の終了時点までが12カ月以内の場合のみ短期リースとして取り扱う方法
- この取扱は原資産を自ら所有していた場合のB/S科目毎または性質および用途類似グループ毎に適用可能

少額リースに関する簡便的な取扱い（指針第22・23・BC43～45項）

次の(1)と(2)のいずれかを満たす場合、借手はリース開始日に使用権資産及びリース負債を計上せず、借手のリース料を借手のリース期間にわたって原則として定額法により費用として計上することができる

(1) 重要性が乏しい減価償却資産について、購入時に費用処理する方法が採用されている場合で、借手のリース料が当該基準額以下のリース

(2) 次の①又は②を満たすリース

① 企業の事業内容に照らして重要性の乏しいリースで、かつ、リース契約1件当たりの金額に重要性が乏しいリース

② 新品時の原資産の価値が少額であるリース

(2)は①と②を同時に適用することはできない（選択した方法を首尾一貫適用）

いわゆる300万円基準（(2)①）

- 「300万円」は指針BC第43項によると「リース契約1件当たりのリース料総額が300万円以下であるかどうかにより判定する方法を踏襲することを目的として取り入れたもの」とされている
- 1件あたりの金額算定は維持管理費用相当額の合理的見積額を控除することが可能（指針第23項）
- なお、基準BC第24項にいう「複数契約の結合」については想定していない（指針BC第43項）

(1)と(2)①の同時適用可能、(1)と(2)②の同時適用は可能だが、(2)①と(2)②の同時適用はできない
※(2)②はIFRS第16号の5千ドル以下程度の価値の原資産を念頭に置いたもの（指針BC第41項）

※ (2)①の適用にあたっての、契約1件当たりの金額の算定の基礎となる対象期間は、原則は借手のリース期間だが、例外として契約期間を使うことも可能。また、金額算定にあたり維持管理費用相当額の合理的見積額を控除することができる（指針第23項）

(4) 実務上の検討課題

① 当社作成・会計処理事例

1) 賃貸借処理

ある企業が自動車を5年間のリース契約で借りていたとし、この自動車のリース取引で借手が貸手であるリース会社に支払う年間のリース料が100万円(5年間のリース料の支払総額は500万円)だったとします。このとき、このリース契約に通常の賃貸借処理が認められた場合は毎年の支払リース料を費用計上することで済みます。

2) オンバランス処理

これに対し、リース会計に基づき、いわゆるオンバランス処理が求められた場合、この企業が銀行などから融資を受ける時の金利が2%だった事例では、まず金利2%で負債を計上する必要があり、この金利はリース会社に「リース料」名目で毎年支払う100万円を利息と元本返済部分に分ける必要があります。

資産側でも、リース負債に▼リース開始日までに支払ったリース料、▼付随費用、▼資産除去債務に対応する除去費用、といった費目を加算し、受け取ったリース・インセンティブを控除した額を、使用権資産として計上しなければならないとされます。この場合は国税庁が公表する『[主な減価償却資産の耐用年数表](#)』などに基づき、耐用年数6年での減価償却を実施することが多いと考えられます(法令上の残存簿価は1円ですが、本設例ではゼロとみなしています)。

時点	オンバランス処理の場合				備考
リース開始時点	仕訳なし				
1年目	土地建物機械賃借料	1,000,000	現金預け金	1,000,000	(経過勘定項目がない場合は)単純に支払った額をリース費用に計上すれば良い
2年目	土地建物機械賃借料	1,000,000	現金預け金	1,000,000	
3年目	土地建物機械賃借料	1,000,000	現金預け金	1,000,000	
4年目	土地建物機械賃借料	1,000,000	現金預け金	1,000,000	
5年目	土地建物機械賃借料	1,000,000	現金預け金	1,000,000	

時点	支払リース料	負債元本	元本弁済額	利息相当額	利率
1年目	1,000,000	4,713,460	905,731	94,269	2%
2年目	1,000,000	3,807,729	923,845	76,155	2%
3年目	1,000,000	2,883,883	942,322	57,678	2%
4年目	1,000,000	1,941,561	961,169	38,831	2%
5年目	1,000,000	980,392	980,392	19,608	2%
合計	5,000,000	—	4,713,460	286,540	

時点	オンバランス処理の場合				備考
リース開始時点	使用権資産	4,713,460	リース負債	4,713,460	
1年目	減価償却費 リース負債 支払利息	785,576 905,731 94,269	使用権資産 現金預け金	785,576 1,000,000	減価償却は定額法 負債弁済額、利息支払額は利息法にて算出 また、リース期間が終了すると所有権が移転するものとし、6年目は元本弁済が終了し、減価償却費のみが計上される
2年目	減価償却費 リース負債 支払利息	785,576 923,845 76,155	使用権資産 現金預け金	785,576 1,000,000	
3年目	減価償却費 リース負債 支払利息	785,576 942,322 57,678	使用権資産 現金預け金	785,576 1,000,000	
4年目	減価償却費 リース負債 支払利息	785,576 961,169 38,831	使用権資産 現金預け金	785,576 1,000,000	
5年目	減価償却費 リース負債 支払利息	785,576 980,392 19,608	使用権資産 現金預け金	785,576 1,000,000	
6年目	減価償却費	785,576	使用権資産	785,576	

② 考えられる実務上の問題点

1) リース期間をどう決めるか

リース負債はリース期間の長さに依存し、このリース期間とは法的な契約期間ではなく、延長オプションや解約オプションリース期間を決定することが必要とされます。

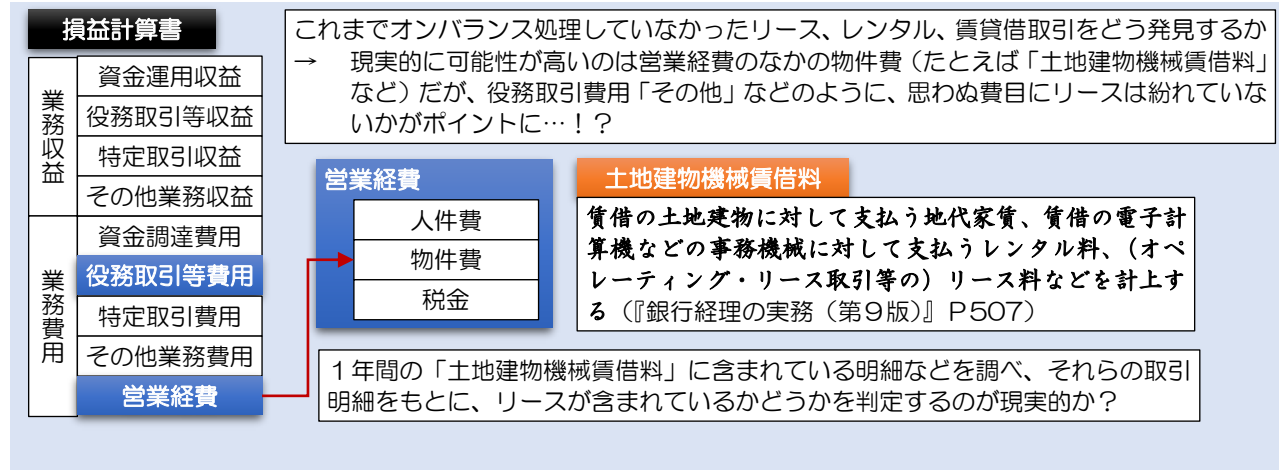
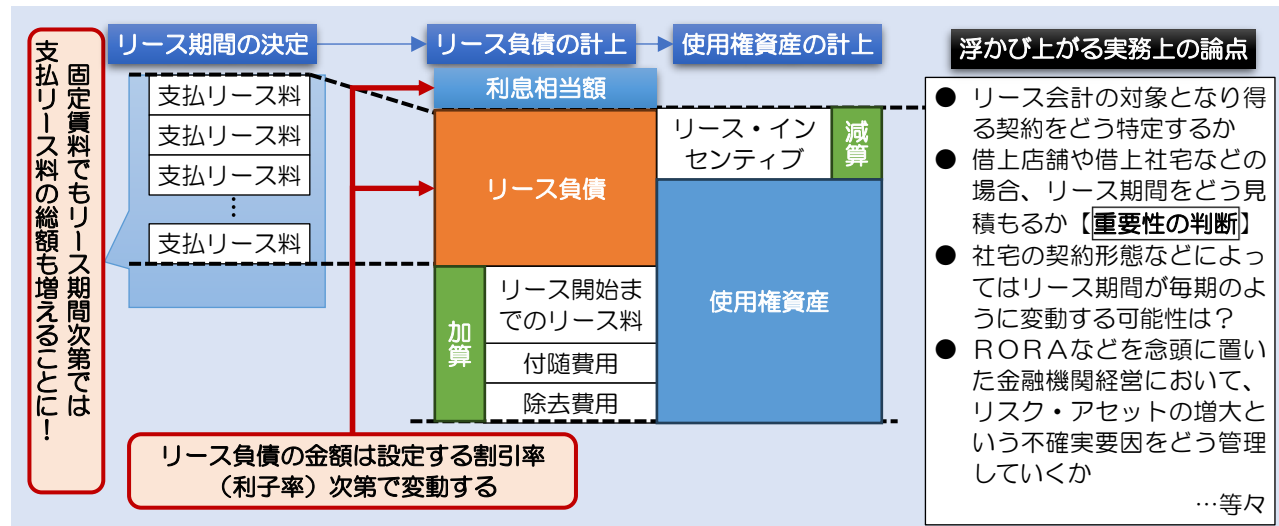
このため、たとえば店舗や借上社宅のリース負債はそれらの「リース期間」に依存し、また、契約内容に変更がない場合であってもその企業が想定するリース期間に関するシナリオが変われば、「借手のリース期間に変更がある場合」などに該当することとなり、その都度、リース期間やリース負債、使用権資産の見直しなどが必要になるなど、RORAなどを意識した企業経営に影響が生じる可能性があります。

2) リース契約の洗い出し

『銀行経理の実務（第9版）』P507などの記述によれば、土地建物機械賃借料にはオペレーティング・リース取引等のリース料などが計上されます。

3) リース期間の決定

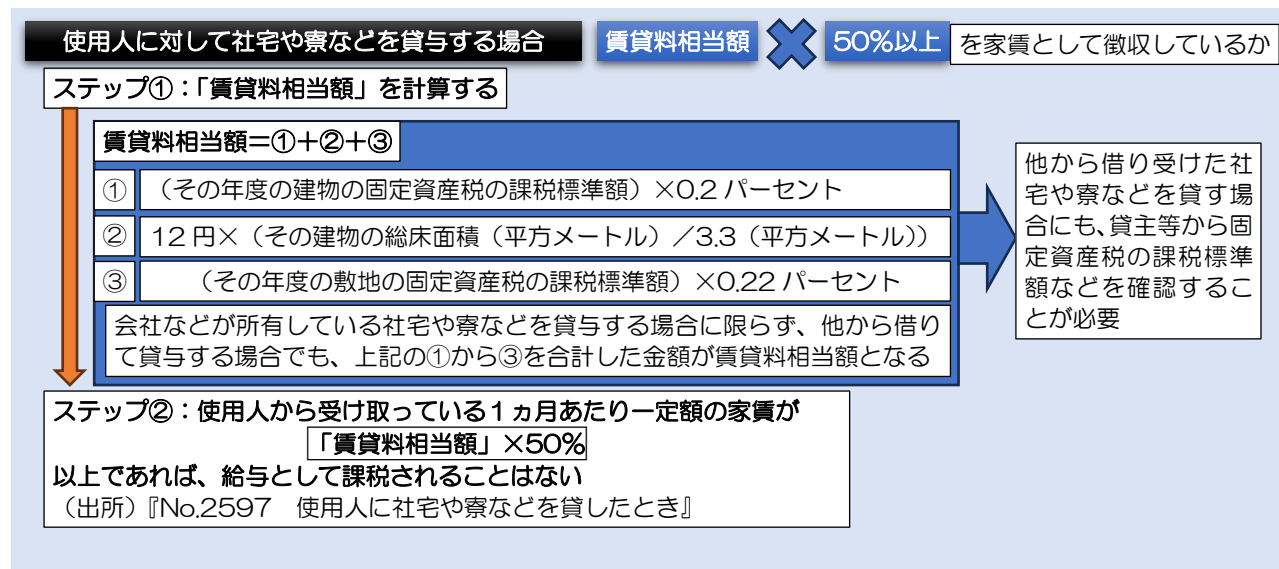
リース期間についてはどのように決定するかによってリース負債や使用権資産の額が変わるため、現実的にはシナリオをどう設定するか、といった課題があります。



(5) 【参考】社宅の税務

リース取引において論点となり得る項目のうち、いわゆる「使用人借上げ住宅」の税務上の扱いをまとめておきましょう。

国税庁ウェブサイト・タックスアンサー『No.2597 使用人に社宅や寮などを貸したとき』によると、「賃貸料相当額」を計算したうえで、使用人から受け取っている1ヵ月あたり一定額の家賃がその賃料相当額の50%以上であれば、給与として課税されることはない、と記載されています。



これに対し、次のようなケースにおいては、課税されると記載されています。

- ① 使用人に無償で貸与する場合
- ② 使用人から賃貸料相当額より低い家賃を受け取っている場合
- ③ 現金で支給される住宅手当や、入居者が直接契約している場合の家賃負担

これらの詳細については図表にまとめたとおりです。

事例	課税される金額	備考
① 使用人に無償で貸与する場合	賃貸料相当額が給与として課税される	看護師や守衛など、仕事を行う上で勤務場所を離れて住むことが困難な使用人に対して、仕事に従事させる都合上社宅や寮を貸与する場合には、無償で貸与しても給与として課税されない場合がある
② 使用人から賃貸料相当額より低い家賃を受け取っている場合	受け取っている家賃と賃貸料相当額との差額が、給与として課税される	ただし、使用人から受け取っている家賃が、賃貸料相当額の50パーセント以上であれば、受け取っている家賃と賃貸料相当額との差額は、給与として課税されない
③ 現金で支給される住宅手当や、入居者が直接契約している場合の家賃負担	給与として課税される	社宅の貸与とは認められない

【重要】当社とご契約のお客様へ

業務内容		料金	
各種相談対応業務	1 金融商品会計に関する相談業務	 相談回数無制限	「業務委託契約」上、基本的に質問回数に制限はありません。当社の営業時間（平日朝9時～夕方5時）の時間内であれば、いつでもご質問をいただけます。（電話に出られなかったケースなどにおいては、必ず折り返します。）
	2 金融規制に関する相談業務		
	3 その他の専門分野に関する相談業務		
勉強会等	4 本社本支店等への個別訪問	 ウェビナーなら無料実施	御社への訪問に関しては、御社の所在地が新宿駅から半径 100 km 圏外の場合、実費をいただくことがあります。お客様が当社をご訪問になる場合やウェブ勉強会形式の場合などに関しては、料金は発生しません。
	5 御社内向けの勉強会、セミナー等		
	6 御社顧客向けの勉強会、セミナー等		
資料提供	7 当社作成資料の御社へのPDF提供	無料（①～③の業務に含まれます） ※ただし紙ベースの場合、印刷代実費	

お気軽にお電話・ご連絡ください！

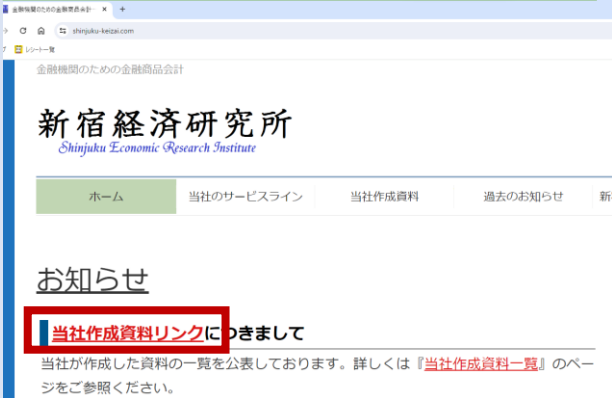
- 電話（03-5341-4901）
- 電子メール（info@shinjuku-keizai.com）
- 御社への訪問、当社オフィスへのご来訪
- ウェブ会議方式

当社所在地
 〒160-0022
 東京都新宿区新宿1丁目31番7-207号
 最寄り駅…東京メトロ丸の内線新宿御苑前

当社資料提供につきまして

当社では各種資料をPDFファイル形式などにて当社ウェブサイトを通じて提供しております。その際のパスワードは、「SERI」+【資料作成年月<YYYYMM>】です。

当社ウェブサイト「**当社作成資料リンク**」をクリック



目的の資料の「**資料作成年月**」に注目

資料名称	資料更新日	資料概要	サイズ・ページ数
【当社顧客限定】 プロフェッショナルのための金融商品会計	2022/08/25	当社にて作成している「金融商品会計ガイド」の決定版。有価証券会計、デリバティブ会計、ヘッジ会計、ファンド投資会計、時価算定基準等をカバー。索引付き	A4版 136ページ

資料作成・更新日が「2022/08/25」となっているため、この資料のパスワードは「**SERI202208**」です。

運用の高度化とバーゼル規制上の課題

当社について

商号 合同会社新宿経済研究所
代表 岡本 修（代表社員社長・公認会計士）
住所 〒160-0022 東京都新宿区新宿 1-31-7-207
TEL 03-5341-4901
当社メールアドレス info@shinjuku-keizai.com

著者紹介

岡本 修（おかもと おさむ） 当社代表社員社長

【略歴】

1998年 慶応義塾大学商学部卒業、国家公務員採用一種試験（経済職）合格
2000年 中央青山監査法人入社、会計士補開業登録
2002年 朝日監査法人（現・あずさ監査法人）入社 4年間、金融機関の証券取引法監査等に從事
2004年 公認会計士開業登録
2006年 みずほ証券株式会社入社 9年間、マーケット・セクションにて金融機関のソリューション営業に從事
2015年 合同会社新宿経済研究所 設立（現在に至る）、株式会社 Stand by C 顧問に就任
2026年 新宿区立花園小学校PTA「会計監査」に就任【予定】

【著書】

『金融機関のための金融商品会計ハンドブック』東洋経済新報社（2012年）、『外貨建投資・ヘッジ戦略の会計と税務』中央経済社（2015年）、『ファンド投資戦略の会計と税務』中央経済社（2017年）、『デリバティブ投資戦略の会計実務』中央経済社（2017年）、『すらすら金融商品会計』中央経済社（2018年）ほか（以上、単著）
『金融マンのためのこれ一冊でわかるデリバティブ・証券化商品入門』東洋経済新報社（2008年）、『詳解バーゼルⅢによる新国際金融規制』中央経済社（2012年）、『国内行向けバーゼルⅢによる新金融規制の実務』中央経済社（2014年）（以上、共著）

【新聞・雑誌寄稿】

中央経済社『旬刊経理情報』、『企業会計』、金融ファクシミリ新聞『複眼』、想研『フィナシー・プロ』など

社名の由来

当社代表社員社長・岡本修が会社を設立した際、東京都新宿区新宿にて設立登記を行ったことにちなみます。
なお、当社は金融機関のための金融規制・金融商品会計を専門としており、新宿の経済を研究しているわけではありませんでしたが、最近では新宿区立花園小学校PTA活動などの一環として、おもに新宿一丁目界隈の飲食店を中心とする経済研究並びに経済振興に微力ながら貢献しております。

資料更新日 2026年6月11日